

平成26年12月18日

◎川井委員長 ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。(10時9分開会)
本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

委員長報告の取りまとめについては、12月22日午前10時からの委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

《危機管理部》

◎川井委員長 まず、危機管理部について行います。

最初に議案について危機管理部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎野々村危機管理部長 それでは補正予算案について概要を説明させていただきます。青いインデックスで危機管理部議案説明資料とありますが、その1ページをごらんください。

危機管理部からは補正予算1億4,000万円余に債務負担及び繰越明許を合わせて総額5億1,000万円余をお願いするものです。

一つ目です。南海トラフ地震対策のさらなる強化・加速化では、起震車による防災啓発の強化です。県が所有する起震車は本年度から2台体制としており、県民への地震に対する備えの啓発の強化を行っているところですが、できる限り多くの県民に御利用いただけるよう年度当初のサービスを提供できない時期をなくし、1年を通じた運行を確保するために必要となる起震車運転業務等委託料に係る債務負担2,000万円余をお願いするものです。

二つ目です。危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課の人件費について総額1億4,000万円余の増額をお願いするものです。これは勤勉手当の額の引き上げに関する職員の給与条例改正案を反映させたことによるもの及び今年度から地域本部を設けたことに伴う人員増や職員の入れかわりなどによるものです。

三つ目は繰越明許費です。防災拠点に必要な備蓄倉庫や非常用電源などの設計委託

や工事について、来年度に事業の繰り越し約3億5,000万円余をお願いするものです。備蓄倉庫につきましては、設置場所について公園等の施設管理者及び市町村との協議調整に日数を要しました。また非常用電源につきましては、電源をつなぐための既存施設の配線の確認などに日数を要したため繰り越しをお願いするものです。

最後に審議会の経過を報告します。平成26年度各種審議会における審議経過等一覧表をごらんください。9月定例会以降に開催された審議会として、高知県救急医療協議会及び同協議会のメディカルコントロール専門委員会をそれぞれ10月20日と10月14日に開催しております。これは救急救命士が医師の指導のもとに行うことができる処置の範囲が拡大されたことに伴い必要となる手続等を協議するために開かれたものです。

私からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

〈危機管理・防災課〉

◎川井委員長 続いて所管課の説明を求めます。

初めに危機管理・防災課の説明を求めます。

◎中岡危機管理・防災課長 それでは繰越明許費について御説明します。資料No.②高知県議会定例会議案補正予算の27ページをお開きください。

本年度9月補正も含めまして、県の総合防災拠点は8カ所ありますけれども、その4カ所に備蓄倉庫を、6カ所に非常用電源設備を整備する計画としていました。

繰り越しの主な理由は、部長の総括説明にもありましたけれども詳細を説明します。

備蓄倉庫につきましては、当初予定していた面積が確保できないことになりました。県立春野総合運動公園の面積を同じブロック内にある野市の県立青少年センターに確保するよう調整したことに加え、県立青少年センターは香南市の避難所となっていることや香南市のボランティアセンターがそこで展開することから設置場所の調整に時間を要し、設計がおくれたものです。

また非常用電源につきましては、それぞれの施設の電気配線の図面がないことから既存施設の配線の確認に時間を要したことに加え、備蓄倉庫同様に設置場所の調整に時間を要し、設計及び入札がおくれたものです。

それによって、それぞれの工事が翌年度に繰り越さざるを得なくなったものです。

以上です。よろしく申し上げます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 設計、入札がおくれたということですが、もう今は大丈夫ですか。

◎中岡危機管理・防災課長 備蓄倉庫につきましては、県立春野総合運動公園、県立青少年センター、宿毛総合公園、土佐清水総合公園の設計入札を12月4日に実施しました。工事は設計が終わってからになりますので、今回繰り越しをお願いすることになります。

非常用電源につきましては、四万十緑林公園、土佐清水総合公園は12月4日に入札が終

了していますが、同じように工事はそれに伴っておくれることとなります。

あと県立春野総合運動公園と県立青少年センターの工事につきましては、今回繰り越しの承認をいただいた後に翌債の手続きを行い、入札を実施することになっています。

◎岡本委員 では、もう繰り越ししてできるということですね。

◎中岡危機管理・防災課長 今回、承認いただけましたら、順調に行いますが、工事自体は来年度に繰り越すこととなります。

◎川井委員長 質疑を終わります。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎川井委員長 次に、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 それでは南海トラフ地震対策課の平成26年度12月補正予算について御説明します。資料No.②議案説明書29ページ、債務負担行為による支出予定額の補正に関する調書をお開きください。

部長の説明と若干重複する部分もございますけれども、南海トラフ地震対策のさらなる強化・加速化として、起震車による防災啓発の強化を債務負担行為で2,077万4,000円を計上しています。

起震車は平成25年度より運行委託を開始しています。本年度から2台体制とし、揺れ体験を通じて地震に備える県民意識の向上を図ることを目的として運行しています。

今年度の利用は上半期で190日、約1万9,000人という状況で、広く県民に御利用いただいております。この起震車に搭載している起震装置の操作や説明に習熟する必要があるありますが、このため契約後に使い方を初め、安全確認、安全確保などの操作研修を行う必要がありますが、この研修は契約後しかできないので、年度当初の4月1日からの運行が非常に厳しい状況です。このため債務負担行為により入札時期を早め、事前に研修を行うことにより年度当初から運行できる体制とするものです。

委託先は県内の運輸事業者等を対象としています。また契約方法は一般競争入札を考えています。これにより年度当初からの切れ目ない運行ができることとなり、これまで以上に広く県民に御活用いただけることとなります。そのための債務負担行為の補正です。

以上で南海トラフ地震対策課の説明を終わります。御審議よろしく申し上げます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎西内（健）委員 ちょっと聞きたいです。受託先は2台とも1社ですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 そうです。

◎中根委員 操作員は何人ぐらいを養成するのですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 通常2人がついて操作するような形になっています。ことしはトラック協会が受託しています。東部、中部、西部と拠点があり、その拠点ごとに研修をするようになっています。

◎中根委員 例えば拠点ごとに1人ずつでも3人ですよね。その3人の人件費と運営だけで2,000万円ぐらいということですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 運行の委託です。

◎中根委員 そうなるとその人件費的には2,000万円で大丈夫でしょうか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 委託金額につきましては見積もりをとり、確認して設計上しています。

◎中根委員 せっかく委託しているいろいろなところに出向く。人のやりくりなど大変だと思いますけれども、その中で最低賃金すれすれみたいなことにはならないような積算をされているのかどうか。そのあたりは。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 業者から見積もりをとる際に、そういうことも勘案して見積もりをとっていますので、適正な価格になっていると考えています。

◎中根委員 今、このことではないですが、いろいろな委託を受けるけれども賃金そのものが本当に低くて大変な中でやりくりをしているというのをよく聞きます。そういう点に気をつけて、細部にわたって県も委託先に聞き取りをすることも含めて、しっかりやっていただきたいと思います。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 そのようにやってまいります。

◎桑名委員 確認ですけれども、車を運行するときは2名体制というのが規定されているのですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 委託業者2名と市町村の職員が入って運行する場合があります。

◎桑名委員 安全性もあって1人ではなく、必ず2人いるということですね。わかりました。

◎川井委員長 ほかにございませんか。

質疑を終わります。以上で危機管理部を終わります。

《健康政策部》

◎川井委員長 では、次に健康政策部について行います。

最初に議案について、健康政策部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎山本健康政策部長 申しわけありませんけれども、総括説明に先立ち、職員の不適切な事務処理等による懲戒処分について御報告を申し上げます。

処分を受けた職員は、現在、土木部に在籍していますが、昨年度、健康政策部に在籍している間に複数の不適切な事務処理や対応をしていました。

具体的には、特別障害者手当、障害児福祉手当の認定請求書を受理しながら、必要な事

務処理を行わずに放置したことにより手当の支給を遅延させたものが6件、この事務処理の遅延に伴う療育手当などの手当の重複支給が2件など、そして所属から個人情報を含む大量の電子データを持ち出し、自宅のノートパソコンに電子データを複製し所持していたものです。

当該職員のこれらの行為は、職員の信用失墜行為を禁止している地方公務員法第33条の規定に違反するものであることから、昨日付けで戒告の懲戒処分がなされたところです。このような職員の不祥事により、公務に対する信頼を損なうことになったことにつきまして、議会、県民の皆様に対しまして深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

事務処理の遅延が生じた手当については支払いが行われていますし、重複支給分は受給者に説明し返納いただいております。また、持ち出された個人情報を含む大量の電子データについては、ノートパソコンを回収の上、電子データの消去を行いました。個人情報の外部への漏えいは認められませんでした。

なお、平成25年度当時に管理監督する立場にあった職員3名は文書注意となっております。

今後このような不祥事が繰り返されることのないよう、職員に対して法令の遵守、適切な事務処理などについて徹底し、県民の県政に対する信頼の確保に努めてまいりたいと考えております。重ねてどうも申しわけございませんでした。

それでは総括の説明をさせていただきます。健康政策部の議案につきましては、一般会計の補正予算と条例議案が2件、報告事項が1件です。まず補正予算について御説明します。②議案説明書補正予算の31ページをお願いします。

健康政策部の一般会計補正予算の総括表です。総額で10億7,270万9,000円の増額補正をお願いするものです。人件費については一括して私から説明します。増減の主な理由は今議会に上程している勤勉手当の額の引き上げに関する職員の給与条例改正案を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、共済費負担金率の変更によるものです。

次に、事業予算に係る補正予算を御説明します。今回は、地域医療介護総合確保基金に関する補正予算がありますので、まず新基金に関する事業から御説明します。本年6月に、地域における医療と介護の総合的な確保を目指す、いわゆる地域医療介護総合確保推進法が制定されたことを受け、法に基づく恒久的な財源として、地域医療介護総合確保基金を設置し、これを活用した事業を実施します。

医療政策課では、この基金に財源を積み立てるとともに、在宅療養患者の情報を医療介護の関係者間で共有できるようICTを利用した情報共有システムの整備を支援する経費を計上しています。

また、医師確保・育成支援課では、地域の中核的な医療機関における医師の確保定着を

図るため、医師住宅の整備を支援するほか、県医師会の行う地域の中核病院を中心とした医療提供体制の構築に向けた取り組みを支援する経費を計上しています。

そのほか平成25年度までの国庫補助事業のうち、平成26年度から新基金で対応するとされた事業などの財源更正を行っています。以上が基金計画に掲げる事業の説明です。

基金以外では、まず健康長寿政策課ですが、保健衛生総合庁舎の建てかえに関する全体の工程を見直した結果、埋蔵文化財の発掘調査に対応するため、前倒しをして当該敷地に位置する機械棟などの解体工事などを実施する必要性が生じたので、その経費を計上しています。

次に健康対策課ですが、B型及びC型肝炎の感染者に対し、インターフェロン及び核酸アナログ製剤による医療費を公費負担していますが、新薬の認可やインターフェロンフリー治療が今年9月より新たに助成対象となったことにより、当初想定した医療費を上回る見込みとなったため増額補正をお願いしています。

次に、繰越明許費について35ページをお願いします。健康長寿政策課ですが、安芸総合庁舎の自走式駐車場などの整備工事及び先ほど御説明した保健衛生総合庁舎の機械棟解体などの工事につき、年度内の完成が見込めないため繰り越しをお願いするものです。

次に、債務負担行為について47ページをお願いします。食品・衛生課ですが、現在業務委託している小動物管理センターの委託期間が来年3月末で終了することから、引き続き複数年の管理運営を委託するために債務負担行為を行おうとするものです。

次に、条例その他議案について御説明します。④議案説明書条例その他の1ページをお願いします。2件ありまして、まず一つ目の高知県地域医療介護総合確保基金条例議案は、先ほど御説明した地域医療介護総合確保基金の設置をお願いするものです。

2ページをお願いします。二つ目にあります高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案ですが、本年5月に制定された難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく事務について、知事の権限に属する事務のうち一部を高知市が処理できるよう必要な改正を行うものです。

続きまして部で所管する審議会の開催状況です。平成26年度各種審議会における審議経過等一覧表をごらんください。開催状況一覧表のうち平成26年9月定例会開催以降12月17日までに開催した審議会は、右端の欄に平成26年12月と書いています。医療法人部会など4件です。お手元の一覧表に主な審議項目、決定事項などを記載していますので御確認をお願いします。また各審議会の委員名簿は資料の後ろにつけています。

最後に報告事項は、南海トラフ地震における応急期対策のあり方に関する懇談会報告の概要の1件です。この1年間、応急期の医療救護活動について有識者による懇談会を設け、地震発生直後から1カ月程度の応急期における対策のあり方を検討してきました。先月18日に開催された最終の会議で、前方展開型の医療救護活動の実現を目指すことなどを柱と

する提言が取りまとめられたので、その概要について報告させていただきます。

それぞれ詳細は担当課長から御説明します。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

〈健康長寿政策課〉

◎川井委員長 続いて所管課の説明を求めます。

初めに、健康長寿政策課の説明を求めます。

◎植田健康長寿政策課長 それでは提出議案について御説明させていただきます。

当課からは第1号議案、平成26年度一般会計補正予算議案を提出しております。資料②平成26年12月高知県議会定例会議案説明書補正予算の31ページをお開きください。一番上
が当課分で補正総額は1億8,690万円余となっております。

続いて歳入について御説明しますので32ページをお開きください。7款分担金及び負担金と9款国庫支出金については人件費の減額に伴うものです。

次の12款繰入金の2項5目県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入と15款県債は、後ほど歳出で詳細を御説明しますが、保健衛生総合庁舎の改築に係る財源として基金5,134万6,000円と起債1億5,200万円をあわせて2億300万円余を計上しています。

下から四つ目の25目地域医療介護総合確保基金繰入は、部長の総括説明でもありましたとおり、地域医療介護総合確保基金の設置にあわせ、昨年度まで国庫補助事業であった在宅歯科診療設備整備事業等につきまして、当初予算で一般財源を充当していたところですが、財源を当該基金に振りかえるもので歳出予算額の変更はありません。

続いて歳出予算について御説明しますので33ページの右端の説明欄をごらんください。人件費は部長から一括で説明したので省略します。その下の衛生研究所運営費2億300万円余は、既に本年6月議会の当委員会で、基本設計に基づき御説明した保健衛生総合庁舎の改築に係るものです。

6月には、有害物質や感染症等の調査研究機関である衛生研究所が、南海トラフ地震時等に速やかに対応できるよう庁舎の耐震性と安全性を確保する基本的な考え方や施設の構造、施設利用者への配慮事項、概算工事費、さらには工期を約4年程度見込んでおり、平成30年度末までにそれぞれの機関の入居を目指すといったことを御説明しました。

議案参考資料のうち赤色の健康長寿政策課のインデックスのついております保健衛生総合庁舎改築工事スケジュールをお開きください。この表の一番上ですが、本年3月までに免震構造に係る大臣認定なども含めた実施設計を完了する予定ですが、一方で、一番下の行にオレンジ色、緑色、水色等で着色しているように、本体工事全体の工程を考えると、平成27年度4月当初には入札手続に入るとともに、その上の行の平成27年度の欄にオレンジ色で着色しているように8月には当該敷地の埋蔵文化財の発掘調査等に着手する必要があります。

そして、この調査を始めるためには、事前に第一期棟の建築場所となる現在の庁舎の北側にある機械棟と自走式2階建ての駐車場を解体する必要がありますが、上から二つ目の黄色の着色部分のとおり、機械棟の解体に当たっては、この中にある空調設備の仮設工事や電気設備の現庁舎1階の空きスペースへの移設工事が必要で、その工事期間4カ月を考えると、前倒しをして本年度中にこれらの解体に関連する工事を発注する必要があることがわかったので、このたび補正予算をお願いするものです。

続きまして②の資料の35ページをお開きください。繰越明許費について御説明します。まず上の安芸総合庁舎整備事業費については、新庁舎北側に自走式2階建ての駐車場等を整備する予定で9月に一般競争入札を実施したところですが、近年の建築工事等の大幅な増加などの影響もあり入札参加者がおらず入札不調となっており、年度内には6カ月の工期を確保できないことから繰り越しをお願いするものです。

なお、今後のスケジュールは工事の集中する時期を避け、年明けに入札手続を開始し、3月中に契約、着手できるようにし、来年9月中の完成を目指したいと考えています。

次の衛生研究所運営費は先ほど御説明したとおり、保健衛生総合庁舎の機械棟及び自走式駐車場の解体等の工事について年度末の発注となり、年度をまたがることから繰り越しをお願いするものです。

私からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

(質疑なし)

◎川井委員長 質疑を終わります。

〈医療政策課〉

◎川井委員長 次に、医療政策課の説明を求めます。

◎川内医療政策課長 当課からは8億2,085万円の増額補正予算と地域医療介護総合確保基金の設置に係る条例議案の審議をお願いします。

今回設置する基金が補正予算と関連するので、まずは基金設置条例について御説明します。資料③条例その他の1ページをお願いします。今回提案している高知県地域医療介護総合確保基金条例の内容ですけれども、本条例により設置する高知県地域医療介護総合確保基金の詳細について御説明しますので、別途お配りしている危機管理文化厚生委員会資料の議案参考資料の青色インデックス健康政策部のうち赤インデックスの医療政策課の1ページをお願いします。

まず本基金の目的及び根拠です。団塊の世代が後期高齢者となり、医療需要がピークとなる2025年において、医療及び介護の提供体制の改革を推進することを目的とし、本年6月に制定された地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の第6条の規定に基づき、医療介護の総合的な確保を達成するための事業に要する経費を支弁するた

めに都道府県が基金を設置することとされたものです。

基金の積み立ての財源としては、予算規模のところに記載していますように国が3分の2、都道府県が3分の1を負担することとなっています。

右側の表をごらんください。国費は消費税増税分を財源とした医療介護提供体制改革推進交付金と国費の上乗せ分の地域医療対策支援臨時特例交付金で構成されております。本年度の国と都道府県負担分を合わせた予算規模は全体で904億円です。

そこで県で事業計画を策定し、10月に国に提出したところ、11月に本県への8億円の配分が決定しました。

また今年度は医療提供体制に関する事業のみが対象となりますが、来年度以降は介護関係の事業も本基金の対象となる予定です。また本基金は消費税増税分が財源となりますので、今後毎年度交付される見込みですが、来年度予算の見込み額は、国の予算編成の越年などによりまだ明らかになっておりません。

次に、本基金事業の対象事業です。資料の中央左側に掲げている1から3までの事業が対象となります。まず1の病床の機能分化・連携のために必要な事業につきましては、後ほど御説明します地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設設備整備や地域医療連携を進めるための事業が対象となります。そのほか2の在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業、3の医療従事者等の確保・養成のための事業が対象となります。

ここで簡単に先ほど申し上げた地域医療構想について御説明します。今般の医療法の改正において10月から病床機能報告制度が開始されております。これにより各医療機関から急性期や回復期といった四つの類型の医療機能の現状と今後の方向性を病棟ごとに報告していただくことになっております。

この内容と地域の医療需要の将来推計などを基にし、医療機能ごとの病床数の必要量などを含む地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を示す地域医療構想を平成28年度までに策定することとしております。

さきの本会議の吉良議員からの一般質問で知事から答弁がありましたように、地域医療構想の策定ガイドラインが、現在、国の検討会で議論されている段階ですが、病床機能ごとの必要量の算定式などの具体案がまだ示されておりませんが、地域医療構想の策定に当たっては、本県の医療提供体制の特徴を勘案しながら、地域の実情に応じてバランスのとれた医療提供体制となるよう検討したいと考えております。

次の中央右側の交付の条件です。9月に国が示した地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針です。これに合致したものであること。先ほど申し上げた1から3までが対象事業です。

2点目が、公民に公平に配分ということで、事業ごとに公民の割合や金額を明示して、その経緯や考え方について県民等に説明できるようにすること。

三つ目として、計画の公平性・透明性の確保ということで、幅広い関係者から意見聴取をすることとされております。このため、下段の提案募集と書いたところに記載しておりますように、医療関係団体や医療審議会の委員など70以上の団体や個人に照会し、さらにパブリックコメントも実施しました。その結果、36の団体から89の御提案をいただき、関係団体との協議、また医療審議会での審議を経て、本年度は新規事業として三つの事業を実施することとしております。

次のページをお願いします。それぞれ補正予算でも御説明する本年度に本基金を活用した事業です。先ほど申し上げたとおり、本年度は医療政策課及び医師確保・育成支援課において、新たに三つの事業を開始する予定としております。

本年度の事業計画の策定に当たっては、年度内着手が交付要件であったことから、各団体から御提案いただいた事業のうち早期に事業実施の目途を立てることができ、医師会など関係団体との調整がとれた事業を実施していくこととして、本議会で補正予算を計上させていただいております。この実線で囲んだ三つの事業です。これはまた後ほど御説明します。

続いて一番下段の点線囲みですが、昨年度までの国庫補助事業の一部が廃止され、本年度から新基金に移行されたものについて、本年度の当初予算で一般財源を充てて実施している当該国庫補助事業の財源更正を行うこととなります。このほか、一般財源を充てている医師養成奨学金についても新基金の一部を充当することとしております。以上が条例議案の説明です。

続きまして、補正予算を御説明させていただきます。資料②補正予算の37ページをお願いします。一番右の説明欄の中段以降から御説明します。1の人件費は部長の総括説明で御説明したとおりですので省略します。

次に2の保健医療計画推進事業費の医療介護連携情報システム整備事業費補助金です。この事業は先ほど御説明した新基金を活用し、高知大学を中心に医療と介護に関係する各職能団体等の協力を得て、ICTにより在宅療養患者の情報を関係者間で共有する情報システムを構築するものです。

これまで在宅療養患者の情報は訪問する各事業所や医療機関ごとに点在しており、情報共有は文書やファクスなどを主体に行われていることから、現場からは患者や利用者の情報共有のニーズが高く、また先ほど御説明した基金の事業提案でも複数の団体から同様の御提案がありました。

そこで在宅療養を支援する全ての関係者が関係情報を共有できるシステムを導入することで、在宅医療の質の向上と業務の効率化を図ることを目的とし、今年度はシステムの基本内容の策定に向け、高知大学を中心に関係機関による協議会を立ち上げていただき、システム構築に向けた検討を行うこととしております。これに係る経費に対して補助を行う

ものです。

次に3地域医療介護総合確保基金積立金8億59万4,000円です。先ほど条例議案で御説明した今般設置する当該基金で国から配分のあった8億円に運用益を見込んだ額を積み立てるための予算です。

一番下の高知医療センター運営支援事業費は人件費ですので、説明は省略します。

医療政策課からは以上です。よろしく申し上げます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎中根委員 この医療介護の確保基金ですけれども、まだガイドラインが示されていない中で基金をつくる。議会の答弁でもありましたけれども、本当に高知県の実態にあうものにならないと、病院を追い出され行き場がないということも起こりかねない。介護から外された人たちはどうするのか。いろいろな問題が出てきますよね。そういう点では、この基金をガイドラインが示されるまで、あるいは示されてからどのように慎重に扱おうとしているのか。そのあたりの思いを聞かせてください。

◎山本健康政策部長 基金そのものは、そこに書いてあるように三つの項目があります。委員が言われた部分は地域医療構想をどうつくるかということで、そのためのガイドラインを国のほうで議論していただいています。基金と地域医療構想はセットの部分には確かにあります。ただ基金の用途としては医療従事者関係の人材確保の部分にもかなり大きく使えますし、それから在宅医療、療養を進めるための経費にも使えます。国のガイドラインも当然出ますので、地域医療構想は平成28年をめぐってつくっていくわけですけれども、まずその基金を使う事業については、関連は深いですけれども、人材育成や在宅医療、療養を進めていく部分で使えますので先行して使っていく。ただ一番の問題になりますのは病床機能の再編の部分において、地域医療構想との関連で影響がどう出てくるのかということになります。それについては今後ガイドラインも見て、医師会や関係者とも十分話をしながらやっていく形になります。

◎桑名委員 医療介護連携情報システムのイメージ的なところを教えてください。カルテを各団体が共有するのか、在宅医療患者につなげて、医療機関が現状どうなっているのかわかるようなシステムなのか。ちょっとイメージがつかめないですけれども、少し教えてくださいませんか。

◎川内医療政策課長 御指摘の恐らく後者に該当すると思います。医療機関のカルテの共有よりは、在宅医療には訪問看護や訪問介護、それと介護専門支援員、いろいろな職種の方がかかわっておられます。その利用者の生活の状況や血圧等のバイタルサイン、病名や治療に関する情報などの診療に関する基本的な情報と利用者の生活状況にかかわる情報、訪問の際に気がついた点などの内容を共有することになります。今回のシステムは電子カルテの共有にはなっておりません。

◎桑名委員 平成29年から自主運用になっていく計画だと思いますけれども、利用者は利用料を払っていくのですか。利用料がかかるとしたら、大体どれぐらいを考えていたらよいでしょうか。

◎川内医療政策課長 こちらの事業主体となる高知大学で主体的にこの事業を行っていただくこととなります。大学の試算ですと、設備等は事業の中で整備をしていきますけれども、通信料などは事業者で負担していただきます。それと事業全体を運用するためにサーバー等のメンテナンス経費がかかりますので、参加される事業者から月額で数千円から1万円ぐらいの設定で高知大学に御負担いただくことを考えております。

先ほど申し上げた御負担いただくのは患者ではなく、例えば介護関係事業者や診療所、病院、訪問看護ステーションなどです。一定の規模の団体、事業者に参加していただかないとなかなか難しいので、それは現在、各医療機関や事業所に、大学からアンケート調査を行って、どれだけ利用が見込めるかを調査していただいているところです。おおむね安定的に事業を運営できるだけの母数は集まりそうだという報告を得ております。

◎桑名委員 在宅医療は高知市、都市部においては集中しているので、結構運用はいくのかなと思いますけれども。県下一円、大体希望が出ているような感じでしょうか。

◎川内医療政策課長 どの地域かということは、まだ個別に情報が得られておりません。おおむね郡部からも参加の希望があると聞いております。郡部でも高知市などの中央部からサービス提供しているケースもありますので、そういう意味で郡部でも情報共有のニーズが一定あるのではないかと思います。

◎中根委員 もうちょっと詳しく教えてほしい。最初にお聞きしたときに高知大学を中心にとおっしゃったので、ソフトを開発するのが高知大学で、管理は別のところがするのかなと思ったのですけれども、高知大学はソフト開発だけではないわけですか。

◎川内医療政策課長 事業主体は開発も運用も高知大学ということになります。実際のシステム開発はIT関連企業に委託することになりますけれども、全体のマネジメントは高知大学で行っていただく。ですので、その今回のシステムの構築及び運用、そして先ほど申し上げたように参加する事業者から費用を徴収して、この運用に充てていくことを高知大学でやっていただく予定です。高知大学の公衆衛生学講座が主体となって、この事業の立ち上げを計画しているところがございます。最終的に、その大学の中でどの部門がということは、また大学の中で調整をされることになりますけれども。現時点では、公衆衛生学講座に事務部門が協力する形で、内部で検討が進められている状況です。

◎中根委員 そういう形態は、こういう福祉部門、医療福祉部門で、これまで産学協同のような形でやったことがありますか。

◎川内医療政策課長 少なくとも私どもの記憶する限りでは、大学が主体となって、地域の医療機関がこういった情報システムを構築することは、初めてではなかろうかと思いま

す。まだ調査はしきれておりませんが、県外では同様の事例はあるのじゃないのかなとは思いますが。

◎中根委員　そういう意味では、大学はいろんな案を開発はするけれども、お金をもらって、命に関係するような医療・福祉の分野で、メンテナンスや情報を入れながら、常に維持管理をしていくことが、本当に可能かどうか、体制として大丈夫かというあたりがちょっと不安ですけど、いかがですか。

◎川内医療政策課長　御指摘のところは非常に重要なことだと思います。大学としてこの情報管理、特にセキュリティーを含めて、しっかり運用する体制を確保していただく必要があります。現時点では学内でこの事業を実施することについては、一定の意思決定がなされていると聞いておりますので、大学全体で十分対応していただけるものと思いますが、なお、この事業の実施に当たりまして、運用体制については、県としてもよく注視をして、しっかり実施をしていただくように要請していきたいと考えております。

◎中根委員　初めてのことで、考えていると言うだけで、本当にこういうシステムを大学に発注していいのかどうかの具体的な資料みたいなものが必要ではないかと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

◎川内医療政策課長　大学では来年度このシステム開発をして、平成28年度に試験運用して、平成29年度からスタートしていくという細かい工程表もいただいております。それに当たっての実施体制、またその試算についても、現時点の見積もりを伺っておりますので、これがしっかり実施できるように、大学ともよく話をしていきたいと思っております。

◎山本健康政策部長　今回、確かに県としてこういう形を大学に頼むのは初めてですが、例えば今までであれば県が県の事業としてやるなどということもありますが、当然大学は大学としていろいろそういうシステムをつくって、当然大学で運用しています。今回は大学だけでつくるのではなく、先ほども説明しましたように、ほかの団体も含めてこういう在宅のシステムが要るということで複数の提案もいただいております。今年度は、まずは大学が主体という形になっていただきますけれども、関係者に集まっていただいてどういうシステムをつくったらいいのかという議論をしながら当然つくっていきますし、大学がシステムを発注してつくるという手続は通常行われていることなので、そのことに対しての心配はしていません。それよりも民間の方にしっかり集まっていただいて、その運営をどうするのかという部分です。サーバーの管理やデータをしっかり守ることなどは、大学もふだんやっていることです。そういう民間の病院や事業者に入っていたものを運営するのは今回初めてですが、こういうものをつくって運営することは、大学はふだんからやっていることです。私どもとしては、大学の考えもありますけれども、県下の利用者、医療関係者、介護関係者を含めた皆さん方が使い勝手がよいものをこれからつくって、きちっと運用できるよう、県もしっかり見ながら、必要な話はさせていただ

て進めていく。そういうふうを考えております。

◎坂本（孝）副委員長 新しい取り組みで、私たちも本当に期待しているところです。今回は、こういうシステムをどうつくっていくかというところに主眼が置かれているわけです。この仕組みをしっかりとつくっていかないといけないわけです。それで今までのいろいろな方の質問の中で、この中で蓄積する情報の範囲や分析するところなどが出てきたわけです。平成28年の構想へ向けて近づいていくために、僕があれっと思ったのは、カルテ分析がないということです。一人一人の患者が違うわけですので、地域医療を進めるときに、そのカルテ分析がなくて、本当にちゃんとした情報がこの仕組みの中で蓄積されるのかなという懸念があるわけですが、ここら辺はどんな感じですか。

◎川内医療政策課長 この事業を実施していく中で、利用者や患者の全てではありませんけれども一定の診療情報や生活の情報が蓄積されることになっていくと思います。これ自体が一つの大きな、ビッグデータと呼ばれるほどの量かどうかは別として、情報が蓄積されていきます。この中で、どういった分析ができるかについても、大学で検討していただきたいと思います。また、今年度は、医療機関や介護関係の事業者も集まった協議会を開いて、この事業をどう組み立てていくかを議論していただきます。その中でこのシステムの構築運用だけではなくて、そこで蓄積される情報をどのように分析して、また、この事業の展開や得られる情報で何か政策的に提言できるものはないかも含めて、どれだけできるかという検討もしていただきたいと考えております。

◎坂本（孝）副委員長 ぜひそういうことをやっていただきたいと思います。それで、行政と大学の方向性がまず一致するということが。大学は研究したいわけですので、ただ研究に終わらない、この蓄積された情報をどう活用するのか。そしてその活用によって、どのような効果が生じていくのかということまで含めて、しっかりと仕組みをつくっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎中根委員 お金のやりとりなどいろいろなことが起こるときに、受け取る側の大学が主体となって、そのあたりで組織名みたいなものをつくるのでしょうか。その主体となるシステムの名称はどうなるのですか。高知大学と吾川郡医師会ほかという形で、いろいろな県のお金を出していくことができるのかどうか。

◎川内医療政策課長 今回のこの事業は、高知大学や吾川郡医師会などからいただいた提案を基に事業を組み立てて、高知大学を事業主体として県から補助を行うものです。ただ、事業主体としては高知大学ですけれども、実際のシステムを運用していくときの名称については、先ほど説明しましたように、これから大学や関係団体で集まって協議会を立ち上げ、その中で検討していただきたい。必ずしも高知大学ありきではないものと考えております。

◎田村委員 積極的に進めていただきたいです。この医療分野というか医療系にちょっと

重みがかかって、介護関係の分野でどういう取り組みがあるのかが、まだ具体化していない。これからでしょうけれども、それがちょっと欲しいなと思います。一人が介護にかかわるスパンが非常に長いわけです。医療は治癒すれば一応次にいきますけれども。介護分野に対する意見や人材育成は、医療介護と記載しておりますから、中身はそれほどありませんけれども、項目を見ても介護関係の分野が少し欲しいと思いますが。そこらあたり、どういうふうに提案されたのか。現場からの意見などはどういう形があったのか、わかる範囲でいいです。

◎川内医療政策課長 冒頭の説明の最初のほうで申し上げたように、今年度の基金事業については、医療介護とありますが、医療の部分のみとなっています。来年度以降は、基金全体の積み増しがあるかどうかは不明ですけれども、介護に関する事業も対象となりますので、来年度の当初予算で地域福祉部主体に介護に関する人材育成や地域連携に関する事業を充てていくことになろうかと思えます。したがって今年度は医療に特化した健康政策部関係の事業で献立をさせていただいたところです。

◎田村委員 いずれにしても地域で考えるのは、最終的にかかりつけ医、かかりつけ福祉、かかりつけ薬局。それで安心して地域で暮らせるという素朴で最も強い要望が実現できるように、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。要望です。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

〈医師確保・育成支援課〉

◎川井委員長 次に、医師確保・育成支援課の説明を求めます。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 当課からは3,863万1,000円の増額補正の御審議をお願いします。資料番号2番補正予算の40ページをお開きください。一番右の説明欄に沿って説明します。

人件費は省略します。2の医師確保対策事業費の中の指定医療機関等医師住宅整備事業費補助金ですが。これは先ほど医療政策課から説明しました地域医療介護総合確保基金を活用し、予算化した事業です。

県では、若手医師の県内定着を図るために、平成19年度に医師養成奨学貸付金制度を設け、平成26年度までに194名の医学生に貸与してまいりました。これまでに28名の方が卒業され、医師となっております。今後、平成26年度末には11名、平成27年度末以降は30名近くの方が毎年、医学生が卒業して県内の医療機関に勤務することになります。高知医療再生機構を通じて行っております専門医資格取得支援事業などのソフトに対する施策などは非常に好評を博していることからわかりますように、若手医師にとっては、希望する専門医資格の取得支援策などの医師のキャリア形成支援環境を非常に重視しております。同時に福利厚生状況、特に住環境が整備されているかどうかということにも関心が強くなっております。

高知市内などの中心市街地では整った新しい民間住宅がありますが、地縁のない県の周辺部への赴任となりますと、病院周辺に適当な住宅を探すのも非常に困難ですし、医療機関が確保した古い医師住宅に住まざるを得ないような場合も出てまいります。

私が自治医大の卒業医師や県の奨学金の貸与を受けて郡部の中核的な医療機関に勤務している若手医師と話をしますと、医師本人だけじゃなく、やっぱり家族にとって住環境は非常に重要だというお話を伺いました。

以前赴任したときの医師住宅が非常に汚くて、配偶者がその病院への赴任を嫌がるような事例もありますし、診療所の古い住宅に転入後、配偶者がぜんそくを発症して、結果的に診療所をやめて県外に行かれた医師もいたなどというような話を聞いております。

また一方、現在聖マリアンナ医科大学など県外の大学から若手医師を周辺部の中核的な病院に派遣いただいております。先日、同大学の幹部と受け入れ予定病院の視察を行いました。病院自身の見学だけではなく、2年前に新築した医師住宅も見させていただきましたところ、病院の診療内容は非常によいというのがわかったし、あわせてこんなきれいな住宅に住めるんだったら、自信を持って推薦できるなというようなお言葉をいただきました。

このように、やはり医師に対する住環境整備が医師の招聘や定着を左右しかねませんので、今回、奨学金の貸与を受けた若手医師、自治医科大学卒業医師、県との連携事業に基づく県外大学の若手医師が勤務する医療機関のうち、県周辺部の中核的な医療機関を対象に医師住宅整備への補助を行うものです。

平成26年度につきましては、大月病院の医師住宅1戸の整備に係る1,104万円を計上しております。これも数年前から要望があったんですけど、国の補助金がなかなかつかないもので、今回こういう形で動かすことに対して、大月病院の先生方から非常に評価をいただいております。そういうことから今回補正で上げさせていただいたような状況です。

次の地域医療提供体制整備事業費補助金37万1,000円についてです。この事業は高知県医師会から提案いただき、同じく地域医療介護総合確保基金を活用し実施する事業です。

高知県は、人口当たりの病床数や医師数は全国上位となっておりますが、実際は高知市などの一部の地域に集中しており、それ以外の周辺地域では、官民を問わず医療機関をいかに維持確保していくのが非常に重要になっております。それらの地域におきましては医師の確保は厳しく、自治体病院や民間病院を問わず、単独の病院で医療を完結し得るものではありません。おのおの持てる医療機能を発揮し、相互連携を図り、地域全体の医療水準を確保していくことが求められます。これは先ほど医療政策課から説明がありました地域医療構想は地域ごとにこのような連携体制を明らかにしていくものであると考えます。

新基金の事業提案の募集に当たりまして、高知県医師会から中山間における自治体病院と民間病院の役割分担と相互支援のあり方、県内医療関係者の目指すべき方向性などを官

民関係者で検討する機会を設け、具体的な取り組みについて推進したいとの事業提案がありました。計画としましては、平成26年から協議を始め、平成27年度中にはまとめる予定と聞いております。

県としましては、平成28年度までに地域医療構想を策定する上で、関係者が議論を深めることは重要であることから、本事業を新基金による事業計画に位置づけ、国から内示をいただいたものです。今年度は、本事業の平成26年度実施分に対する補助です。

このほかに、医療政策課の地域医療介護総合確保基金条例のところで御説明させていただいたとおり、当課事業の一部の財源更正をお願いしております。これは、昨年度までの国庫補助事業の廃止と新基金への移行に伴いまして、本年度当初予算では一般財源として執行していたものを基金に振りかえるものです。

それと従来から一般財源で行ってございました医師養成奨学貸付金につきましても、基金充当が可能なため、その財源の一部を基金に振りかえるものです。

以上です。よろしく申し上げます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎溝渕委員 医師住宅、本当に住環境が大事なことはもちろんです。ことしは大月病院の話がありました。平成26年から平成28年に向けての予算もあります。今度の12月補正は大月病院ですが、この後1億円くらいの補助を予定していて、実際にそれくらいの予算で、県下の医師住宅は大丈夫ですか。やはり今の医師住宅の現状で、ある程度医師確保するために、大きな役目を果たすのかどうか。ちょっとその辺心配もするのですが。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 今回の事業に当たりまして、周辺部の基幹的な病院にお聞きしました。一部では周辺に住宅があるから、そこを借り上げるので十分賄えるというお答えもありましたし、なかなかそういうところはないので次年度以降考えたいというところもありました。そういうことを考え、大体10戸相当分の予算を計上させていただきました。

幡多けんみん病院などにも聞きましたが、一戸建てよりはワンルームマンションがよいなどという話もあり、おのこの病院によって、そのあたりは変わってきますが、とりあえず、ここ何年間はそういうことで進めさせていただきたいと思います。もっぱら郡部の確保が難しいところということで考えております。

◎溝渕委員 やはり地域によって、いろいろな思いの違いもあるとは思いますが、相当気をつけて。医師の住宅は本当に大事なことだと思いますので、情報も仕入れながら、それに沿うような努力をしてほしいと思います。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 委員がお話しのように、郡部の医療機関がいかに医療機能を維持していくのが非常に大切ですので、できるだけ私も出張のたびに寄って、医師住宅だけではなくいろいろな話や要望を聞かせていただいて、県として対応でき

ることをやっていきたいと思えます。

◎西内（健）委員 関連で。補助率はどれぐらいですか。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 実は補助率ではなく、定額制にしております。大体2分の1ぐらい。同じような事業で僻地の病院や診療所に対する医師住宅の補助事業があり、補助の枠組みは全く一緒しております。

診療所については国庫補助が今もついているのですが、病院については予算がなくなったせいか、ここ何年か国庫補助がない。そういうこともあって、今回こういうところをつけさせていただいて、大月病院などを助成しようと考えています。余り国のほうには言えないですけども、少し枠組みを広げた形で全体的に支援をしようと考えております。

◎西内（健）委員 医師だけではなく周辺の医療従事者、看護師などの体制はどうか。大月病院は大月町に住んでいる方で賄えるのか。看護師などの住宅の事情はどうか。

◎家保副部長兼医師確保・育成支援課長 看護師についてもなかなか厳しい。住宅以前の問題でなかなか採用しづらいということがありますので、奨学金制度を設けるなどいろいろとやっております。あと薬剤師についても産休などの代替を確保しようとしても、なかなか難しいというのはあります。こちらとしても関係課や関係団体とも話をし、情報があれば紹介させていただきたいのですけれども、なかなか難しいのが現状です。

◎西内（健）委員 この間、看護師と意見交換したときに、ガソリン代が上がった、高速通行料金の割引がなくなった、それで負担が非常に大きくなって遠くへ通うのをちゅうちょする時代になってきたという話をされていまして。その辺も今後、勘案していかないといけない事案ではないかと思えます。ぜひ検討できるなら、部長にお願いしておきたいと思えます。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

〈健康対策課〉

◎川井委員長 次に、健康対策課の説明を求めます。

◎福永健康対策課長 当課から御審議をお願いしておりますのは一般会計補正予算議案と高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案の二つです。

初めに補正予算議案について説明します。資料No.②議案説明書補正予算の44ページをお開きください。歳入予算です。まず9款国庫支出金ですが、上から3段目の3健康福祉費補助金を2,231万2,000円増額する予算を計上しております。1番右側の説明欄、疾病予防対策事業費等補助金ですが、これはC型肝炎ウイルスによる慢性肝炎に対する新たな抗ウイルス薬の発売に伴い、医療費が当初の見込みを上回る見込みのため、増額補正をお願いするもので、ここでは増額分のうち国が負担する額を受け入れるものです。詳細は歳出予算で説明させていただきます。

次にその下、12款繰入金ですが、下から2段目の25地域医療介護総合確保基金繰入を3,

669万8,000円増額する予算を計上しております。こちらの基金は、既に医療政策課長から御説明したとおりですので、ここでは省略させていただきますが、昨年度まで医療提供体制推進事業費補助金として国庫補助金で対応してきた事業につきまして、本年度から基金で対応することとされたものでして、本年度の当初予算において一般財源にて予算化していたものを今回、基金への財源の振りかえをお願いするものです。

該当する事業は、産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当を支給する分娩取扱施設を支援する産科医等確保支援事業費補助金やNICUを担当する小児科医師の処遇を改善し、その確保を図るため、出生後NICUに入室する新生児を担当する医師に新生児担当手当の支給を行う医療機関に対して財政支援を行う新生児医療担当医確保事業費補助金などとなっております。歳入予算は以上です。

次の45ページをお願いします。歳出予算です。上から3段目、7目健康対策費です。説明欄、1番右側の1人件費につきましては、部長の総括説明で御説明したところですので、ここでは省略します。

次の2肝炎対策事業費の中の医療扶助費ですが、これはC型肝炎ウイルスによる慢性肝炎に対する新たな抗ウイルス薬が本年2月及び9月に発売が開始され、従来の治療薬では十分な治療効果が認められなかった方の再治療などによる利用者数の増加が見込まれておりますが、新しい治療薬は従来の薬よりも高価なため、1人当たりの治療費が増加しており、当初予算額では不足することが見込まれることから、増額補正をお願いするものです。

次の財源更正ですが、こちらは地域医療介護総合確保基金の財源振替に伴うものでして、先ほど歳入予算で御説明したとおりです。ここでは省略させていただきます。以上で補正予算議案の説明を終わります。

続きまして、高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案について説明します。資料No.④の議案説明書条例その他、90ページから91ページにかけての部分ですが、新旧対照表をお開けいただくとともに、議案参考資料の赤色のインデックス健康対策課のページをあわせてお開きいただければと思います。

今回の条例改正につきましては、こちらの赤のインデックスの議案参考資料にありますように、難病の患者に対する医療等に関する法律が平成27年1月1日に施行され、難病患者に対する医療費助成制度が、この法律に基づく新たな制度としてスタートします。

これにあわせて、知事の権限となっている難病の患者またはその保護者からの医療費助成の支給認定にかかわる申請の受付について、高知市が処理できるようにするために高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正し、新旧対照表の90ページから91ページにありますように第2条の表中に33を追加するものです。

なお、現在、難病患者の方への医療費助成は、特定疾患治療研究事業として実施しておりますが、高知市在住の方の申請受付につきましては、県から高知市保健所に委託してお

りますので、条例改正後も、実態としてはほぼ現在と同様の状況となります。条例の一部を改正する議案については以上であります。

以上で健康対策課からの説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎溝渕委員 肝炎対策、これはC型肝炎の薬の関係も補正を大分組んでいます。市町村には広報していますか。いろいろ、最近よい薬もできたという話も聞いたりします。その辺はこれくらいで足りるという見通しの中身を聞いておきたい。

◎福永健康対策課長 基本的に、肝炎治療につながる前に肝炎ウイルスの検査を受けられることとなります。これは市町村が健康増進事業で実施しているもの、県が特別の対策事業で実施しているもの、医療機関で例えば健診等で肝機能障害が見つかって受診されたときにウイルス性肝炎が見つかった場合。それから手術を受ける前の術前検査で、必ずB型肝炎、C型肝炎を調べますが、そこでわかった方。このようなルートが一般的です。このルートで接触される方に対して、強い啓発を行う形で対処しています。

これにつきましては、コーディネーターを養成しております。このコーディネーターから精密検査あるいは医療機関から治療を強く働きかけていただくようにしております。肝炎については肝炎の専門医の団体がパンフレット等も作成しました。過去、インターフェロン治療のみの初期の時代では治癒率50%程度だったのが、今はもう90%近い状態になっています。このようなことを治療対象者によく知っていただく対策をとらせていただいておりますとともに、コーディネーターの養成には市町村の専門職も入っておりますので、日々のところで広報していただくことをやっております。

◎岡本委員 1点教えていただきたいです。大体どれぐらいが県内で対象者となりますか。参考までに。

◎福永健康対策課長 治療の対象者は、かなりの数に上っており、おおむね2,000人と考えておりますが、感染が確認されてまだ治療に至っていない方もかなりいます。おおむね現状では8割程度の方は検査を受けられていると想定しておりますが、約3,000人はまだ治療が必要な状態ではないかと考えております。

◎岡本委員 この人たちへの周知等は、もう個別にきちっとしていくという説明をされましたが、それでよろしいですか。

◎福永健康対策課長 今、問題として出てきておりますのは、精密検査の受診率が余り高くない。5割を切っている部分があります。これに関しては、やはりコーディネーターの機能を強くし、追跡していきたいと考えとともに、先ほど御質問がありましたように、やはり治療でかなり高い確率で治癒することを、よく知っていただくことが大切だと考えておりますので、必要な啓発等を行っていきたいと考えています。

◎田村委員 難病相談・支援センター。確認ですけれども、今までは法律に基づかない予

算事業でやっていたものが今度はきちんとできるということで、これは例えば、県の福祉保健所や高知市の保健所などがかちっとするということですか。

◎福永健康対策課長 現在は福祉保健所において難病相談・支援センターを兼ねているとともに、高知市の方は高知市保健所でも相談対応はできますけれども、健康対策課内に相談員を置いて対応してきたところです。今回、法の制定もありますし、難病相談・支援センターの改正について、現在、準備をしているところです。今までの形態とは違うセンターという形で設置して、そこで難病相談や患者支援、患者が集まる場として機能できるようにしたいと考えております。

もう一つは、センター機能と福祉保健所と高知市保健所が本来持っている難病に対する支援機能。やや専門性や守備範囲が違う医療費などに関する相談などは、保健所に行かれる場合が多いと思いますし、むしろ患者同士の情報交換や全国の患者団体などから支援をいただくことになるとセンター対応になってきます。そういうところで機能分化させていって、難病対策を充実させていきたいと考えております。

◎田村委員 やはりちょっと敷居が高い感じのする患者あるいは患者かどうかわからない人がいますので、ぜひその趣旨が生かされるように努力をお願いします。

◎福永健康対策課長 難病相談・支援センターの機能については、特に指定難病に限って対応するわけではありません。むしろ初期の方や、例えば初期の方で難病に該当するけれども、まだ医療費の補助は受けられないが、将来は不安が大きい方や、患者同士の交流等を含めて、そういう支援を行いたいと考えております。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

〈食品・衛生課〉

◎川井委員長 次に食品・衛生課の説明を求めます。

◎竹内食品・衛生課長 資料②の47ページをお開きください。高知市と四万十市にあります小動物管理センターの管理運営につきましては、アウトソーシング推進関連事業としまして、契約期間を3カ年とした複数年契約を提携しておりますが、本年度末をもって契約期間が満了しますことから、改めて平成27年度から平成29年度までの3カ年の複数年契約をすることとし、今年度、改築した猫舎を活用した猫の譲渡の充実を図るための予算を加えた総額1億7,379万円の債務負担行為をお願いするものです。

なお、契約方法は、小動物管理センターの主たる業務が犬や猫の引き取り、保護及び収集、譲渡並びにそれら動物の処分であり、動物の生命を扱っていることから直接県民と接する機会も多く、そうした業務の中において民間の知恵や工夫を提案してもらうことで、より動物の愛護を推進できる業者を選定するための公募型プロポーザル方式を今回も採用したいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 プロポーザル方式でやるということですのでけれども、次回、これに申し込みをする企業は複数あるわけですか。

◎竹内食品・衛生課長 申し込みは来年1月以降にやるようになっております。議案が通ってからです。

◎岡本委員 それと気になるのは、今度は猫の保護も含めた予算が組まれているということですのでけれども、この3年間で今まで随意契約していた業者の殺処分の動向をどのように見られていますか。

◎竹内食品・衛生課長 殺処分数でよろしいでしょうか。

◎岡本委員 そうです。

◎竹内食品・衛生課長 殺処分数は年々減少しており、平成25年度で犬が434頭、猫が2,338頭です。以前と比べますとかなり少なくなっており、ピークのころの犬が5,293頭ですので、10分の1以下になっております。猫も当初、平成9年度ぐらい、ピークのときには5,558頭で現在は2,338頭。高知市も全て含んでおります。かなり減ってはきております。ただ、猫がどうしても殺処分数が多いので、それに関しては猫の譲渡など新たな業務も含んで委託しようと考えているところです。

◎中根委員 譲渡の際に、子猫の場合の譲渡は無理かもしれないけれども、避妊手術などをした上で譲渡みたいな考え方はないですか。

◎竹内食品・衛生課長 現在、譲渡しようと考えている猫については不妊去勢手術をしてから渡すことにしております。

◎溝渕委員 この間も中央公園でも譲渡会をやっていました。あっちこっちで見かけることが多いですが、今、譲渡される猫や犬の頭数はどんな感じですか。大分そういう譲渡は進んでいますか。

◎竹内食品・衛生課長 現在、県で譲渡している数ですのでけれども、だんだん犬が少なくなってきたり、平成25年度は148頭の犬の譲渡を行っております。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

以上で健康政策部の議案を終わります。

《報告事項》

◎川井委員長 続いて、健康政策部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることとします。

〈医療政策課〉

◎川井委員長 南海トラフ地震における応急期対策のあり方に関する懇談会報告書について、医療政策課の説明を求めます。

◎豊永医療政策課企画監 私からは南海トラフ地震における応急期対策のあり方に関する

懇談会の報告書について御説明させていただきます。

委員会資料の報告事項、青のインデックスの健康政策部が張られたものの1ページをお開きください。資料としては概要版と報告書の本体を用意しておりますけれども、説明は概要版で行いたいと思いますので御了承いただきたいと思います。

この報告書は、夏の出先機関等の調査事項の取りまとめ委員会でも御説明させていただきましたように、南海トラフ地震の新たな被害想定を受け、災害時医療救護計画の見直しを進めるのにあわせて設置した有識者の懇談会の検討結果を提言という形で報告書に取りまとめたものです。

まず資料の左上にありますけれども、南海トラフ地震発生時の医療救護における課題を記載しております。建物の倒壊や津波などで多数の負傷者が発生し、L2クラスの地震では約3万6,000人の負傷者が発生することが想定されております。

また、地域のライフラインの寸断により、医療機関の医療機能の低下も懸念されておりますし、あわせて道路網の被災により患者の搬送や県外などからの支援の到着にも時間を要することが考えられます。

こうした既存の医療資源だけでは絶対的に不足することが予想される中で、いかに救われた命をつないでいくかが応急期における医療救護の課題になります。

このような課題について、県内の医療関係者だけではなく、地震防災の専門家、危機管理の専門家などに加わっていただいた懇談会を開催し、応急期から急性期、急性期から慢性期初期にかけてといった形で論点を絞りながら検討してきました。

座長は、地震防災の権威でもある京都大学名誉教授、現関西大学社会安全学部教授の河田恵昭先生にお願いしております。

取りまとめの会も含めて4回会議を開催し、下の段のような形で意見の取りまとめを行っております。まず、応急期対策の検討に当たっての視点として、L2クラスの地震の場合、余りに被害が大きいことばかりに目がいって対策が限定される、また思考停止に陥る、そういったことを防ぐためにも、まずはL1対策をしっかりと行い、その延長を基本にL2対策を考える必要があるといった御意見をいただいております。

また、地域の関係機関が集まって、それぞれの初動対応や、BCPを時間軸で整理するタイムラインを用いた検討を行うことで、地域ごとに目指すべき医療救護の体制を明らかにしていくという提案をいただいております。この提案を受け、現在、中央東及び須崎福祉保健所管内でモデル的に検討を進めているところです。

また、県民が負傷しないことが医療救護に対する最大の貢献であるといった認識を持っていただき、身を守るためにみずからが行動することを促進していく。まずは負傷者の発生を減らしていくことが大切であるという御意見もいただいております。

こうした視点を持ちながら、対策の検討を進めていくこととなりますけれども、その対

策を実効性があるものにするために以下の御提言をいただいております。まずは、地域資源を最大限に活用した総力戦ということです。外部支援の到着や搬送機能の回復までは、被災地域に残存する資源で医療救護活動を行うことになることから地域の医療従事者を総動員した体制づくりが必要となります。

また、その中心として、リーダーシップが重要となる地元医師会や市町村、消防、ライフライン事業者など関係機関との協働による対策の立案といったことが必要であろうと思います。

また、県民にも大規模災害では提供できる医療の低下が避けられないことを理解していただくとともに、共助やボランティアへの参画を求めていくことも必要であるとしております。

そのほか、平時から医療と保健福祉との顔の見える関係を築いていくことも必要であるとしております。また、県内だけでの対応が困難なことは明らかでありますので、早期の支援を求めるためにも、近隣県やカウンターパート県、自衛隊等の関係機関などと日ごろの訓練などを通じた組織的な交流を深めておくことが必要であるとしております。

さらに、単独の県での取り組みには限界もありますことから、同じ課題を抱える地方自治体との協働での検討に努めるとともに、関係省庁連携による対策の検討や医療救護体制の充実に取り組むべき県への支援を、国を挙げて進めていただけるよう政策提言などを実施すべきであるとしております。

そして応急期対策のあり方として、まずは防災減災対策の推進によって負傷者を減らすことを前提とし、地域の医療資源を充実させることで災害時に提供できる医療を面的、質的に向上させること、災害時の医療等の制約があることについて、県民に理解していただいて、自助の実践や共助への参画を促すことを掲げております。

特に、医療救護活動につきましては、前方展開型の医療救護活動の実現を目指すとして、より負傷者に近い場所での医療救護活動を可能な限り強化することが必要であり、地域の医療施設や医療従事者、さらには住民も参画した総力戦により、搬送機能が回復するまで耐えうる体制をつくっていくことを提言していきます。

3 ページ目をごらんください。前方展開型の医療救護活動のイメージ図ですけれども、左の下の枠の中に、前方展開の考え方を記載しております。

まず、面的な前方展開としまして、最前線での医療施設となる医療救護所や救護病院などの必要な数を増加していくことや、連携の強化を図っていくことにしています。また、医療機能の喪失が懸念される地域には、医療モジュールなどの臨時的な医療設備の配置も必要となるとしています。

また、質的な前方展開としましては、命をつないでいくための最低限の初期対応、これは応急処置とか安定化処置、さらには小外科的な処置になりますが、こういった医療を地

域の医師が平時の診療科を問わずに実施していくことを、段階的ではありますけれども、目指していこうとしております。あわせて救護病院においては、中等症の患者への対応を一定完結させることができることを目指していきたいとしております。

1 ページ戻っていただいて、2 ページ目をごらんください。提言を具体化するために検討すべき取り組みが掲げられております。すぐに取り組めるものから関係機関等の十分な調整が必要なものまで含まれております。さらに検討を深めつつ、医療救護計画への反映や事業化につなげるようにという形で提言されております。

県としては、今後、医療救護計画への反映はもとより、こうした取り組みを具体的に検討し、進めるためのアクションプランを策定しますほか、質的な前方展開につなげる全医療従事者向けの研修制度の創設や資機材の整備など必要な予算化を進めたいと考えています。

あわせて、国等に対しても必要な取り組みや支援を政策提言したいと考えており、12月4日に行われた9県知事会議による内閣府への政策提言などにおいても、まだ調整中の段階ではありましたが、この報告書が取りまとめられていることを紹介させていただいたところです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎川井委員長 質疑を行います。

(質疑なし)

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

以上で健康政策部を終わります。

お諮りします。昼食のため休憩としたいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし)

◎川井委員長 ないようでございますので、再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 12時0分～13時0分)

◎川井委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《地域福祉部》

◎川井委員長 地域福祉部について行います。

最初に議案について地域福祉部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎井奥地域福祉部長 それでは総括説明をさせていただきます。地域福祉部が御審議をお願いする議案は一般会計補正予算と条例議案が2件です。まず資料②議案説明書補正予算

の48ページをごらんください。

一般会計の補正予算の総括表ですが、左から3列目の補正額下の計の欄、総額1億2,097万3,000円の減額補正をお願いするものです。

まず人件費の補正につきまして、私から一括して御説明申し上げます。人件費補正の主な理由としては、今議会に上程しております勤勉手当の額の引き上げに関する職員の給与条例改正案を反映させたことによるもの並びにねんりんピック推進課の廃止などの機構改革に伴う職員数の増減や新陳代謝、また共済費負担率の変更等によるものとなっております。

次に、事業費の補正予算です。訪問看護支援事業につきまして、本年6月に制定された地域医療介護総合確保推進法に基づき、都道府県が新たに設置する地域医療介護総合確保基金を活用した事業実施となっておりますため、上から二つ目の高齢者福祉課の特定財源の欄の繰入金252万円に係る財源更正を行うものです。

そのほかとして、56ページの障害保健福祉課をごらんいただきますと、南海トラフ地震の津波対策として進めております社会福祉施設の高台移転について、移転先用地の確保などに不測の日数を要したことで事業費の繰り越しをお願いするものです。詳細は担当課より説明させていただきます。

次に、条例議案ですけれども、第12号議案の高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案並びに第13号議案の高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案の2件をお願いしております。いずれも根拠法令となる児童福祉法の改正に伴い、必要となる条例改正を行うものです。議案の詳細は担当課より説明させていただきます。

また今回報告事項として4件あります。一つ目は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする高知県高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業支援計画の策定状況。二つ目として、同じく来年度から3年間を計画期間とする第4期高知県障害福祉計画の策定状況です。三つ目は、南国市にある障害者支援施設、南海学園における一部の入所者に対する処遇に関して、これまでの経緯、指導内容、また今後の対応方針などについての報告です。四つ目は、来年度から平成31年度までの5年間の計画期間とする高知県子ども・子育て支援事業支援計画の概要及び高知県次世代育成支援行動計画の取組成果並びに改定についてです。以上につきまして担当課から報告させていただきます。

なお、障害保健福祉課につきましては、課長の北添が体調不良のため、本日欠席させていただきますことをおわび申し上げますとともに、課長にかわり副部長の福留より御説明させていただきますことを御了承いただきますようお願いいたします。

最後に、部で所管します審議会の開催状況です。平成26年度各種審議会における審議経過等一覧表という資料をごらんください。1ページ目と2ページ目は開催状況の一覧です。

平成26年9月定例会開催以降、昨日までに開催された審議会は、右端の欄に平成26年12月と書いており、高知県社会福祉審議会など9件となっております。そのうち主なものを説明させていただきます。

まず、1ページ目の下から三つ目の高知県障害者施策推進協議会は11月12日に開催し、現在策定作業を進めております第4期高知県障害福祉計画について審議を行いました。

次に、一番下の高知県高齢者保健福祉推進委員会は11月21日に開催し、今年度策定することとなっております高知県高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業支援計画について審議を行いました。

次に、2ページ目、最後の高知県子ども・子育て支援会議です。11月13日に第5回会議を開催し、高知県子ども・子育て支援事業支援計画について基本理念及び幼児期の学校教育・保育の充実や地域における子育て支援、並びに特別な支援を必要とする子供や家庭への支援の方向性などについて審議を行いました。

その他の審議会などにつきましては、一覧表に主な審議項目、決定事項などを、また審議会などを構成する委員名簿は資料の後ろにつけていますので、御確認いただきますよう、よろしく申し上げます。

私からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

〈高齢者福祉課〉

◎川井委員長 続いて所管課の説明を求めます。

初めに、高齢者福祉課の説明を求めます。

◎中村高齢者福祉課長 当課からは一般会計補正予算1件です。資料No.②議案説明書の補正予算の52ページをお開き願います。

左の欄の2 高齢者福祉費です。補正額の財源内訳の欄の特定財源の252万円につきましては、平成26年度当初予算に計上している訪問看護支援事業委託料の一般財源分を今議会で設置をお願いしている地域医療介護総合確保基金を活用し、財源更正するものです。

この事業につきましては、もともと地域医療再生臨時特例基金を使って平成22年度に始めたものです。平成23年度からは国庫補助金の対象となっておりますが、平成25年度に補助事業対象から外れた際に新たな基金を充てることが可能とされたことから、今回財源更正をお願いするものです。

よろしく申し上げます。

◎川井委員長 質疑を行います。

(質疑なし)

◎川井委員長 質疑を終わります。

〈障害保健福祉課〉

◎川井委員長 次に障害保健福祉課の説明を求めます。

◎福留副部長 障害保健福祉課の補正予算と条例議案2件につきまして御説明をさせていただきます。

まず補正予算です。右上に②と書かれました補正予算議案説明書の56ページをお願いします。繰越明許費です。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費では、南海トラフ地震による津波対策として、今年度、高知市と須崎市にある二つの障害者施設の高台移転に取り組んでいるところですが、両施設とも移転先用地の確保に不測の日数を要したことにより年度内の完成が見込めないことから事業費を繰り越ししようとするものです。なお、両施設とも既に移転先用地は確保できており、建築工事に係る入札の準備を進めているところです。

続きまして、条例議案です。右肩に④と書かれました条例その他議案の92ページをお願いします。まず、高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の新旧対照表です。この条例につきましては、本年5月の児童福祉法の一部改正により、同法の引用規定に条ずれが生じたため、必要な改正を行おうとするものです。なお、一部改正された児童福祉法は来年1月1日に施行されますので、本条例の一部改正も同日に施行することとしております。

続きまして93ページをお願いします。高知県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例です。この条例の一部改正につきましても、ただいま御説明した児童福祉法の一部改正に伴うものです。

新旧対照表のページを少しめくっていただいて95ページをお願いします。中ほどに第9項の規定があります。アンダーラインの部分ですが、指定医療機関を指定発達支援医療機関としますほか児童福祉法の引用規定の条ずれについて、また、あわせてこのほかの用語等について必要な改正をしようとするものです。この条例の一部改正も平成27年1月1日から施行することとしております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎川井委員長 質疑を行います。

(質疑なし)

◎川井委員長 質疑を終わります。

以上で地域福祉部の議案を終わります。

《報告事項》

◎川井委員長 続いて、地域福祉部より4件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることとします。

〈高齢者福祉課〉

◎川井委員長 それでは最初に、高知県高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画の策定について、高齢者福祉課の説明を求めます。

◎中村高齢者福祉課長 それでは、資料の報告事項の高齢者福祉課のインデックスをお願いします。当課が今年度策定しております高知県高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画の策定について御報告します。1 計画策定の趣旨等の(1)法令等の根拠です。高齢者保健福祉計画につきましては老人福祉法第20条の9、介護保険事業支援計画につきましては介護保険法第118条に基づく法定計画です。(2)計画の性格と位置づけにつきましては、本県における高齢者の保健福祉の向上を図るための高齢者保健福祉計画と市町村の介護保険事業計画の達成を支援するための介護保険事業支援計画を一体的に作成し、県の指針とするものです。(3)計画の期間は平成27年度から平成29年度の3年間となっております。

次に、2の計画の骨子(項目)についてです。第1章から第3章までで構成することとしており、第1章は計画策定の趣旨、第2章は高齢者の現状と将来推計として、今後の高齢者人口の推計などをもとに要介護者の将来推計や今後の介護サービスの必要量等について推計することとしております。

第3章の高齢者保健福祉施策とその推進については、地域包括ケアシステムの構築や介護サービスの質の確保や向上、介護人材の確保、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、高齢者が安心して暮らせる環境づくり、南海トラフ地震等災害対策について記載していきます。

3策定に向けた今後のスケジュールですが、来年1月21日に高齢者保健福祉推進委員会を開催し、計画の素案を審議していただくよう準備を進めていきます。その後、パブリックコメントを実施し、2月に開催する当該委員会で計画案の最終確認をいただいた後、県議会2月定例会の当委員会で御報告したいと考えております。

私からの説明は以上です。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎坂本(孝)副委員長 一つは、この計画の骨子の第2章の中で現状と将来推計というのがありますけれども、この将来推計はどういうものをもとに推計していますか。

◎中村高齢者福祉課長 将来推計については、今後の高齢者の人口の推計や今年度、各市町村が介護のニーズ調査を実施しておりますので、そういったものに基づいて各市町村でどの程度のニーズが将来的に出てくるかを取りまとめていくこととなります。全て県がつくるのではなくて、市町村から出てくるものを積み上げて県計画に記載していく形になります。

◎坂本(孝)副委員長 分析というか将来推計するのにいろいろなソフトがあるわけですが、特に市町村の場合は、そういうソフトを使って分析している市町村は余りないと思います。例えば、市町村から上がってきたデータを県が集積して、例えばIBMとかいろいろなソフトがあるわけですが、そういうデータとして県が根拠にして、どのような人

がこのようなサービスを一番多く使っているとか、どんな人がサービスを受けやすい状態になっていくとか、重症化していくとかいうように、将来的にデータを活用しながら、しっかりした根拠を持って推計していく考え方は今のところないですか。

◎中村高齢者福祉課長 基本的に計画を策定するに当たり、各市町村で委託を含めて調査実施しております。計画の策定自体も委託して作成する市町村もあります。地域包括ケアシステムの構築という中では、各市町村が主体的に、今後の介護のニーズ等を適切に判断していく必要がまずはあると思います。

ただし県としても、これまでも2回ほど市町村にヒアリングに回って、各市町村からニーズや将来推計について話をお伺いする中で、そのあたりじっくり話を聞きながら、本当に県として、全体としてどうかも判断していくようにしております。全て積み上げで、それでよしということにはなっておりません。

◎坂本（孝）副委員長 先ほども申しましたけれども、市町村でやはりそんなかつちりしたデータはつくりにくい。それから市町村によって格差があるということでは、高知県全体としてしっかりした推計がなかなかできにくいと思うので、将来的にはやはりそういういろいろなソフトなども利用しながら、しっかりとしたデータ分析もしていく。その上で将来推計もしていく必要もあろうかと思っておりますので、またそれをお願いしておきたいと思っております。

もう1点。介護保険の6期目が来年からですかね。要支援1、2が外れていくわけですが、これは県としてどんな見方をしていますか。市町村によると、負担がふえるなどいろいろなことを言うところもあるわけですが、そこら辺の対応は県としてどうしていくのですか。

◎中村高齢者福祉課長 今回の地域支援事業の見直しにより、訪問介護、通所介護の部分が、市町村が行う地域支援事業に移行するわけですが、その中では、多様なサービスの提供もいわれておりますし、それから多様な人材による多様なサービスの提供もいわれておりますので、各市町村、いろいろ地域のニーズや事情も異なりますので、県としてはきめ細やかに、圏域ごとぐらいにはきっちり入って行って、圏域ごとに大きな差が出ないような方向をコンサルタントしていこうとしています。

地域支援事業のその部分についても、基本的に市町村が料金等を決定していくようになりますけれども。そのあたりもやはり、各市町村によって大きな差が出ないように調整していければと思っています。

◎坂本（孝）副委員長 これからNPOなどの民間もこれを活用していこうということですので、ぜひ市町村によって格差が出ないように。できるところとできないところがあったら、同じ高知県内でおかしなことになっていく。ぜひそこら辺の配慮をしながら進めていただきたいと思っております。

◎岡本委員 今後のスケジュールのところでお聞きしたいですけれども。計画の素案を審議し、その後パブリックコメントの実施がありましたね。どういう形でパブリックコメントが行われるかを教えていただきたいことと、そのパブリックコメントで出てきた意見がどのようなところでどう生かされていくのかを教えてください。

◎中村高齢者福祉課長 現在の予定では、1月21日の会議の後、県のホームページによってパブリックコメントを実施したいと考えております。あわせて、新聞にも広告を掲載するように準備を進めております。新聞を見ていただいた方からのコメントも寄せていただけるようなことを考えております。

いただいたコメントは、再度開かれます委員会において、取り入れられること、取り入れられないことがあると思いますので、そこら辺を整理したものをあわせてお示しし、最終的には県のホームページで公表させていただくようにしたいと思っています。

◎岡本委員 そしたら、その後に県議会にも報告して。日程的にはこの日程で十分ですか。

◎中村高齢者福祉課長 パブリックコメントについては、基本的に1カ月程度、標準期間を見込んでおります。

◎岡本委員 僕がちょっと思うのは、パブリックコメントをやって、審議会で、また推進委員会にかけて、意見を取り入れられるものは取り入れて、よいものができるかどうかはわかるわけですけれども。その後に県議会に報告となっていますよね。この期間のことですけれども。

◎中村高齢者福祉課長 前回、第5期の介護保険事業支援計画を策定した際のスケジュールと同じように進めております。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

〈障害保健福祉課〉

◎川井委員長 次に、第4期高知県障害福祉計画の策定について、障害保健福祉課の説明を求めます。

◎福留副部長 現在策定作業を行っております第4期高知県障害福祉計画について御報告させていただきます。報告事項の資料、障害保健福祉課のインデックスの1ページをお開きください。

まず1計画策定の趣旨等です。この計画は障害者総合支援法第89条の規定に基づき、都道府県に策定が義務づけられている法定の計画です。障害のある人にとって必要な障害福祉サービスや相談支援などの提供体制が計画どおりに計画的に整備されることを目的としております。第4期計画は、先ほどの介護保険の計画と同様に平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間としております。なお、県と同様に市町村においても障害福祉計画を策定することとされております。

次に2計画の骨子案です。この計画は、現行の計画と同様に障害のある人が地域で自立

して暮らせる社会の実現を目指して、3の在宅生活等への移行や就労支援の目標では、福祉施設入所者の在宅生活等への移行や入院中の精神障害者の退院促進などの数値目標を掲げるとともに、4の障害福祉サービス等の円滑な推進では必要な障害福祉サービス等の整備目標を設定することとしております。

また、ライフステージに応じたサービスが提供できるよう、5の障害のある子供への支援については、障害児を対象とする通所や入所のサービスについても整備目標を設定することとしております。

これらの目標値については、基本的に各市町村が推計するサービスの必要量などを積み上げたものとなります。このため県において、障害福祉サービスの利用者や特別支援学校の児童生徒の保護者など延べ約8,000人へのアンケート調査を実施し、その結果を市町村別に集計し提供するなど市町村においてサービスの必要量等を適切に見込んでいただけるよう、情報提供なども行っているところです。

最後に3策定に向けた今後のスケジュールです。こちらは介護保険のスケジュールと全く同じですが、来月下旬に開催予定の障害者施策推進協議会において計画の素案を御審議いただき、パブリックコメントを行う予定です。その後、2月に開催する障害者施策推進協議会で計画案の最終確認をいただいた後、2月県議会の当委員会において御報告させていただきます、今年度内に策定することとしております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 今回第4期ということですがけれども、第3期を総括してこれが足りなかったということで、第4期に新たに計画、策定するものをわかりやすく説明していただければと思います。

◎福留副部長 第3期の計画の中で、特に中山間地域のサービスの確保ということで、高知県内に障害者の入所通所施設が1カ所もない町村が8町村あります。こういったサービスの空白地域でいかにサービスを確保していくのが大きな課題です。中山間地域で、新たに送迎つきのサービスを開始する事業者には赤字補填の助成などもして、事業者の参入を促してきたところですがけれども、まだまだそこが不十分といいますか、まだ空白地域の解消に至っていない状況もあります。さらに第4期の計画では、こういった点に重点的に取り組んでいきたいと思っております。

また、障害のある子供のサービス。これも平成24年度から児童福祉法の改正により、新たに就学前の子供を対象とした発達支援のサービス。あるいは就学後の子供の放課後等に支援を行う、そういった通所のサービス等も新たにできておりますけれども、こういったものもまだ県内全域に行き渡るようにはなっておりません。ここの部分については、やはり専門的な人材の育成。特に子供の発達を支援する点では専門的な人材の育成は重要にな

ってまいります。第4期の計画では、そういったところも進めながら、このサービスの整備に努めていきたいと考えております。

◎桑名委員 そういった検証があって、また計画を立てているわけですがけれども、実効性が上がるようにしていただきたいと思います。

◎中根委員 今、子供へのサービスなどの問題が出ましたけれども、就学前それから就学後、特別支援学校の高等部卒業までは随分といろいろな手だてをとりながら、保護者も仕事をしながら何とかこなしてきたけれども、卒業となったときに、やはり時間のやりくりがうまくいかない。サービスの提供を上手に受けながら保護者も働き続けるような施策を何とかとれないかと頑張っている親御さんがたくさんいますよね。そんなときに例えば週何時間までしかこのサービスは受けられないなどの制約がある。だからこういう計画を立てる時に障害には本当にさまざまなケースがあるので、それこそエキスパートが集まっているので、この場合だったらこう、この場合だったらこうではないかという具体的な計画立案を考えていただきたい。障害児や障害を持つ方をしっかりとフォローしながら生きていく。その方たちの周りに家族、家庭もあって、その家族の生活も支えられるような施策づくりに、ぜひこの計画がなったらよいと思いますが、そういう議論の仕方としてケースバイケース、こんなケースはこんなサービスがという議論は十分行われているのでしょうか。

◎福留副部長 第4期計画の策定に当たっては、当然障害のある人が家族のニーズも含めて、ニーズに応じたサービスを利用できるようにするのは一番大事なことです。この中でちょっと制度の改正があり、平成24年度からサービスを利用する市町村でサービスの支給決定を行います。その支給決定をする前にサービスの利用計画を相談支援専門員がつくって、そのプランによってサービスが利用できるようにしていきましようという制度に変わったわけですが、その経過措置の期間が3年間あり、それが今年度末までとなっております。前回の委員会的时候にも御報告させていただきましたが、そのプランづくりがまだなかなか進んでいない状況にありますので、この点について、相談支援専門員のさらなる確保あるいは事業所の確保に努め、ここの相談支援の部分で一人一人の障害者のニーズに応じた適切なプランが作成できるようにしていきたいと考えております。

◎川井委員長 質疑を終わります。

次に、南海学園における入所者に対する不適切な処遇について、障害保健福祉課の説明を求めます。

◎福留副部長 南国市にあります障害者支援施設並びに障害児入所施設、南海学園における入所者に対する不適切な処遇事案の対応状況について、御報告させていただきます。報告事項の資料、障害保健福祉課のインデックスの2ページをお願いします。

まず主な経過です。ことし3月25日に匿名の方から県に対し、南海学園における入所者

居室への施錠などに関して障害者虐待防止法に基づく通報がありました。

このため県では4月18日と4月30日の2日間、南海学園に立入調査を行った結果、立入調査の時点で、入所者68名中34名に居室施錠などの身体拘束が行われていることを確認しました。

一方で、南海学園の入所者は障害支援区分が最も高い区分6の方が、全体の85%と非常に高い割合を占めているほか、自分の顔を出血するまで激しくたたきとといった自傷行為や突発的に他の入所者を殴打したり、噛みついたり、突き飛ばしたりする、他害行為などの強度行動障害のある方が数多く入所しております。

こうしたことから入所者の安全を確保するためには、やむを得ない事情があることは認められましたが、県条例ではやむを得ず身体拘束を行う場合は緊急やむを得ない理由などを記録しなければならないと規定されているにもかかわらず、身体拘束の必要性を判断した際などの記録が確認できませんでした。なお記録がない場合、施設の基準違反となります。

このため厚生労働省や顧問弁護士への確認などを行い、9月12日に南海学園を運営する社会福祉法人に対し、文書指導を行いました。

文書指導の概要は、やむを得ず身体拘束を行う場合は三つの要件である切迫性、非代替性、一時性に当てはまるか組織として慎重に検討、決定し、記録すること。身体拘束の必要性を検証し、その結果を個別支援計画に記載し、保護者等の同意を得ること。また、身体拘束に頼らない支援のあり方を検討すること。夜間における施錠等の際の緊急時の対応について報告することの4点です。

文書指導を受けて法人から改善報告書の提出があり、11月10日付けで受理しましたが、改善項目の中にはその内容などに不備、不明な点があったので、補正を求めたところ、11月21日に再提出されました。

再提出された改善報告書の概要については、施設において身体拘束に関するガイドライン及び手続を定め、組織として慎重に検討、決定し、必要な事項の記録をすること。利用者の行動分析等を行い、支援方法を再検討し、保護者へ十分説明を行った上で個別支援計画に記載し同意を得ること。身体拘束ゼロ推進委員会を設置し、外部有識者等を委員として招き、身体拘束ゼロに向けた評価、検証に取り組むこと。夜勤職員に加えて宿直者1名の追加配置や防災委員会の設置などにより職員全体で実効的な防災対策に取り組んでいくといったものでした。

その後、県では12月4日と12月8日の2日間、改善報告書に記載されている内容の取り組み状況を確認するため、南海学園の現地調査を実施しました。その結果、12月4日現在、身体拘束が行われている入所者は2名となっており、その2名については支援方法の検証や個別支援計画への記載、保護者への説明と同意を得ることなどが適正に行われているこ

とを確認しました。また、身体拘束の解消に向けた推進委員会の開催や外部講師を招聘した職員研修の実施状況などについて確認を行ったところです。

身体拘束が4月の34名から2名に大きく減少しているのは、県外の先進施設の取り組みなどを参考にして、入所者一人一人の行動分析等のアセスメントを再度行い、身体拘束に頼らない新たな支援内容の試行に取り組んでいることなどによるものです。

新たな支援内容はいまだ試行の段階であり、今後とも検討を重ねていく必要があるとのことですが、今回の事案の反省に立ち、身体拘束の解消に向けた取り組みが一定進められており、今後はこうした取り組みなどを通じて、より専門性の高い支援につながっていくことが期待されます。

2の今後の対応としては、改善報告書に記載されている取り組み状況を定期的に確認するとともに、改善の取り組みがさらに実効性のあるものとなるよう引き続き助言指導を行ってまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 この切迫性、非代替性、一時性に当てはまるかどうかを記載しないといけないのですが、これまでは68名中34名もやっけていて全く記載がなかった、報告がなかったということです。これは組織としての問題なのか、それを担当する職員の問題なのかといえ、今回の事案はどちらに当たるのでしょうか。

◎福留副部長 この身体拘束を行う場合の3要件については、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、それ以後こういう手続をきちんと踏んだ上で身体拘束を行うことになっております。そういった制度についての理解が余りされていなかったのが原因だと思っております。それは職員一人一人ということではなく、組織として新しい法律の内容等について、職員一人一人が十分理解できるように研修等をやっておくべきであったと思っております。

◎桑名委員 南海学園はこの問題も、ちょっと別の問題でも以前事故が起こって、あのときにも改善策が出されたと思います。そういったものが生かされているようには見えませんが、県としてはどのような見解でしょうか。

◎福留副部長 平成20年に南海学園の入所者の誤嚥死亡事故が発生しました。施設から改善報告書が出てきました。組織として、利用者の支援内容についてきちんと全職員が共有しながら支援していくことを徹底するという事で改善計画が提出され、その内容について県が定期的に確認を行ってまいりました。確かに、支援内容について職員間で共有しながら、職員によってばらつきのない一貫性のある支援ができるようになってきましたけれども、その反面、入所者の安全を確保しなければいけないといった面が強くなってきたところもあります。保護者からも子供の安全について第一に考えてくれということも当時言わ

れており、そういったところから今回の身体拘束につながっている面もあるのではないかと考えております。

◎桑名委員 4月の時点で34名が拘束されていて、今回は2名になったという説明がありました。新しいやり方ということですがけれども安易に身体拘束していた部分はなかったのでしょうか。

◎福留副部長 4月に立入検査を2日間行い、いろいろと確認してきました。記録がないことで施設の基準違反になっているのですが、この点が確認できない状況にありますので、これが不適切な身体拘束であるのか、そうでないのかが確認できない状況にあります。ただ南海学園の入所者はかなり強度の行動障害、自傷他害のある方が多く入所されていますので、そういった方の安全を守るためには、やむを得ない面は確かにあると考えております。

◎中根委員 けさもテレビのニュースで、障害のある方への虐待例が高知県で3例とか。だからこの虐待例とかいうことも飛び出してきて。南海学園のような重度の方たちを預かる施設でも、さまざまな点で身の安全を確保するために施錠しなければならないみたいなことがそのまま通り通るようであれば、障害者の本当の意味での安全や生活をきちんと保障するということが、何か安全の名のもとに後ろに置かれるような部分が随分あるのではないのかと、ちょっと不安に思いました。

保護者はもちろん安全は保障してもらいたいけれども、いや、こんなやり方は、と思っても、ほかに預けられる施設がないので口に出して言えない部分もやはりあるのです。それを考えると施設のといった行動だけではなく、施設そのものの体制、職員数や夜勤体制はどうだったのかとか、そういう細かいところまで、県が指導する必要があるのではないかと思います。その点はどうかというのと、虐待の問題はこことは全く切り離れたところで起こっていることなのか。ちょっと二つお願いします。

◎福留副部長 高知県の障害者虐待の平成25年度の状況について、先日、公表されております。その中で障害者施設の職員によるものが3件あるということですが、今回の南海学園につきましては通報がことしの3月ということで、この平成25年度の件数の中には入っておりません。

それから、この身体拘束が虐待に当たるのではないか。そういう身体拘束をしないような支援方法にということですがけれども、この点について御説明したように、南海学園では身体拘束の解消に向けた委員会が設置されており、その中に外部委員も入っていただき、また、オブザーバーで県立大学の先生も入っておられますし、また、弁護士も委員会に入って、身体拘束に頼らない支援方法について、いろいろと検討を行っている聞いております。今後はさらに身体拘束がないような形で支援するにはどうしたらよいのかということで、それはサービス内容の向上と一体的なものになってこようかと思いますが、例えば、

自傷他害の行為自体が起こらないような支援方法が一番ですので、そういったところまで専門性を高められるような検討がされていくように、県も状況を確認するとともに必要な助言は行っていきたいと考えております。

◎中根委員 やはり施設の専門性が問われていると思います。そういうところに県はこの施設をお任せしているわけですから、もう目離しすることなく、職員体制に至るまで、しばらくはしっかりチェックをしていただきたい。お願いします。

◎坂本（孝）副委員長 なかなか大変というか、入所者はいろいろな人がいると思います。この2、3年の間あるいはその前でもいいですけども、入所者が物を壊したり、ガラスを割ったり、窓を壊したり、あるいは入所者や職員に対する暴行傷害などはありますか。

◎福留副部長 南海学園にお聞きしますと、他害行為のある入所者がかなり多いので、職員もそういった入所者から殴られるなど暴力を受けることはあったと聞いております。

◎坂本（孝）副委員長 現場ではやはり、そういう事案があると思いますよ。現場で仕事をしている人は本当に大変だと思う。職員といえどもやはり自分で身を守る。必要な正当防衛もやりながら、しっかりと厳しく対応していかないといけないと思います。治すことも大事ですけども、その時々で現場でそれぞれが身を守ること。ちょっと見ると、夜勤職員に加えて宿直1名配置など体制強化もありますけれども、そういう問題もありますので職員は気をつけて仕事をしてもらいたいと思います。

◎福留副部長 この身体拘束ゼロに向けた検討を行っている委員会ですが、外部委員に入っていておりますけれども、大半は施設の職員がメンバーに入っている状況です。外部の目をさらに入れるということで、外部委員の増員ですとか、さらには話のあった職員体制の充実について、施設を運営している社会福祉法人に県からも話をしたいと考えております。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

〈少子対策課〉

◎川井委員長 次に、高知県子ども・子育て支援事業支援計画（素案）の概要及び高知県次世代育成支援行動計画の取組成果及び改定について、少子対策課の説明を求めます。

◎西村少子対策課長 それでは報告事項の少子対策課のところをお願いします。高知県子ども・子育て支援事業支援計画の概要についてです。支援計画の素案について御報告させていただきます。

本年度に各市町村が策定をする子ども・子育て支援事業計画との整合を図りつつ、平成27年度から平成31年度までの教育・保育の需給計画や子育て支援の推進方策などを定めるものです。

その下、まず子ども・子育て支援の視点のところでは、国の基本指針を踏まえ、子供の最善の利益が実現される社会を目指すことを基本として、子供の育ちの視

点など五つの視点を大切に、子育て支援に取り組むこととしております。

まず1 幼児期の学校教育・保育の充実のところです。(1)の子育て家庭のニーズを踏まえた計画的な量の確保です。一つ目の丸ですが、各市町村は、地域の子育て家庭などに対して行いましたアンケート調査の結果をもとに、平成27年度から5年間の量の見込みと確保方策を定めることとなっています。

一つ飛ばして、三つ目の丸ですが。11月時点での市町村の需要と供給の暫定数値の積み上げは、2ページに県全体のものですが、それぞれ載せておりますので、後でごらんいただければと思います。

お戻りいただいて、破線の中をごらんください。1号認定というのがあります。3歳以上で、主に就学前教育を希望する子供、いわゆる幼稚園などをイメージしていただければと思いますが、市町村を超えた利用が多いので、県全体を1区域と設定することとしております。現状では、全体として需要を満たしている状況です。

2号認定のところですが。3歳以上で、主に日中保育を必要とする就学前の子供です。こちらは市町村単位で区域を設定することとしています。平成27年度時点では、3市町で供給不足が見込まれる状況ですが、29年度には解消を見込んでおるところです。

3号認定のところですが。3歳未満で主に日中保育を必要とする就学前の子供でして、こちらも2号認定と同じように市町村単位で区域を設定することになっております。0歳児では平成27年度は9市町村で供給不足が生じておりますが、現在施設の改修などを検討しておる1町を除き、平成29年度には解消する見込みとなっております。1、2歳児のほうですが、平成27年度に3市町で不足が生じておりますけれども、平成29年度にはこちらも解消する見込みとなっております。

次に(2) 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進体制の確保の内容です。こちらは幼稚園、保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況などが変化しても、子供たちが施設を変わることはない認定こども園への移行を推進することとなっています。

このため、下の点線枠ですけれども、認定こども園の目標設置数は現行は21園ありますけれども、平成31年度には市町村の積み上げによる37園、これにプラスして、県独自の目標15園を上乗せして取り組むこととしています。このため、認定こども園の移行に向けては、施設整備や職員の資格取得についての支援、さらには市町村や施設などへの移行に関する情報提供や相談への対応といったことに取り組むこととしております。

3ページをお願いします。(3) 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の人材確保及び質の向上です。保育所最低基準上の職員数をもとに5年後の必要見込み人数を定め、その確保に向けた支援や職員の資質向上のための取り組みを行うことになっております。点線の枠の中をごらんいただくと、それぞれ平成31年度の必要見込み人数を記載しております。こういった必要見込み人数に対する人材確保対策、それから職員の資質向上、こういったこと

に取り組むこととしております。

続きまして、2地域における子育て支援です。地域子ども・子育て支援事業、これ13事業ありますが、妊娠出産、子育ての切れ目ない支援や、子育て家庭に寄り添う支援、働きながら子育てをする家庭などにも安心できる子育て支援サービスの量、質の充実などの観点から、県と市町村間の連携強化を初めとして、質の向上に向けた研修の実施など、実施主体である市町村の取り組みを支援していくこととしております。

3特別な支援を必要とする子供や家庭への支援のところです。(1)の児童虐待防止対策の充実から、(5)の障害児施策の充実等までとなっています。ここでは、子供に関する専門的な知識や技術を要する支援に関する事項、そしてその円滑な実施に向けた市町村との連携などについて記載することになっています。

最後に4仕事と家庭生活の両立支援です。仕事と家庭生活の調和の実現に向け、働き方の見直しを推進していく必要があります。このため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、仕事と家庭生活の調和に取り組む企業への支援を、例えばコンサルタントアドバイザーの派遣などを行いながら取り組んでまいります。

続きまして4ページをお願いします。高知県次世代育成支援行動計画の取組成果及び改定についてです。次世代育成支援行動計画と書いております。急速な少子化の進行を踏まえ、子供が健やかに生まれ育つ環境を整えるために、次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村や都道府県が策定する行動計画となっております。

県の行動計画であるこうちこどもプランの取り組み状況ですけれども、現計画では次代を担う高知の子供を産み育てやすい環境づくりを目標に、1から4まで並べておりますが、例えば1では、親と子供が健康で子育てに喜びを感じることができる社会など、この四つの柱立てで取り組んできました。

中段に、こうちこどもプランの取組成果というところがあります。この2段落目の「なお」以降ですけれども、本県の少子化の現状としては、御存じのように合計特殊出生率が、平成25年には1.47ということで、緩やかに近年回復傾向にはありますけれども、実質的な出生数は5,266人程度にとどまっております。行動計画による取り組みが進んできたとはいっても、依然状況としては大変厳しい状況にあります。

そういった中で一番下に、直近の情勢について少し触れさせていただいております。厳しい少子化の現状を踏まえて、次世代育成支援対策推進法についてもさらに10年延長されておりますし、去る7月の全国知事会においても少子化非常事態宣言を行ったところです。

5ページをお願いします。高知県次世代育成支援行動計画にかかる今後の課題と方向性です。現在の主な課題として、少子化の進行と触れております。丸のところです。出生数の減や低い水準の出生率、それから人口の減少といったこと。さらには、県民世論調査などでは県民の9割近くが少子化を深刻な問題と捉えている。こういった状況です。

このような中で、その下、結婚の面のところです。生涯未婚率、平均初婚年齢は上昇してきておりますし。子育ての面では、1から4と県民世論調査の結果を入れていますが、例えば子育てや教育にお金がかかり過ぎることや子育て支援サービスが不足し、仕事と育児の両立が難しいなどの理由によって、実際に理想と現実の子供の数の乖離という状況にあります。また右のほうで、子育て家庭の孤立化も挙げられております。

このような状況や全国知事会の提言なども踏まえ、次期の行動計画の方向性について整理したところが中段以降です。具体的には、誰もが希望の時期に次代を担う高知の子供を産み育てやすい環境づくり、こういったことを目指すこととして、取り組みのところです。1 誰もが希望する時期に安心して結婚、出産、子育てができる社会。二つ目に、全ての子供の生きる力を育むことができる社会。三つ目、地域社会が一体となり世代を超えて子育てを支え合う社会といった、この三つの社会像が実現できるように、少子化対策の充実強化に向けて取り組みたいと考えております。このような方向性でもって、年度末に向けて、次期の行動計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎中根委員 この次世代の1ページですが、幼児期の学校教育・保育の充実のところの第3号認定。そのゼロ歳児、供給不足が生じるけれども1町以外は平成29年度に解消を図る。これは生まれてくる子供が、それ以降は見込めないという意味ですか。どう見たらよいですか。

◎西村少子対策課長 これは施設の拡充や定員増によって対応していくことになっていきます。このような子ども・子育て会議などを市町村で主催していただき、市町村が実施したアンケートなどに基づき、需要の量がどれぐらいになるのか。これは新しく生まれてくる子供の数ではなく、現行の子育て中の親御さんなどにアンケートをし、それをベースに国から指示されております推計方法も参考にしながら市町村で推計を出しております。

やはりアンケートですので、例えばゼロ歳児から預けたいという部分については、希望もあるようですので、そういった部分についてすぐに対応はできないけれども3年間ほど計画を立てて対応していきたいということでやっておりますし、まだ若干市町村でも確保方策について検討中の部分もありますので、これよりももう少し数字が変動する可能性があることは御承知いただきたいと思っております。

◎中根委員 認定こども園の目標設置数ですけれども、これは37園プラス15と割と高いと思いますが、これは高知市など市部ではなく周辺部が多いのか。比率的にはどうですか。

◎西村少子対策課長 まず市町村の積み上げの部分については、それぞれ市町村で御検討いただいて出されたものです。県としては、国の方向性もそうですが、認定こども園を推進していきましようということもあります。それと市町村によっては、やはり保育所しか

ない市町村が13あり、そういったところは、例えば幼児教育のニーズがありますよといったときに、保育所だけになってしまうと対応できないことがあります。そういったところに、例えば認定こども園の方向に移行していただくと、そういったニーズにも対応できるようになるのではないかと。あと2カ所は保育所、幼稚園ともに設置はしていますが3歳以上の保育入所ができないとか、若干いろいろな制限があるみたいで、そこの垣根をなくしていただくようなところがあります。そういったものを含めて15園ぐらい、県としては市町村と協議しながらやっていきたいということを幼保支援課からは聞いておるところです。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

以上で地域福祉部を終わります。

《文化生活部》

◎川井委員長 次に、文化生活部について行います。

最初に、議案について文化生活部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎岡崎文化生活部長 それでは12月議会への提出議案につきまして説明させていただきます。文化生活部からは平成26年度一般会計補正予算議案と条例その他議案を2件提出させていただいております。

まず、資料②議案説明書補正予算の61ページをお開きください。文化生活部の予算の総括表です。

文化生活部では、部内5課において一般職員の給与費に係る増額及び減額の補正があり、部全体では計の欄にありますように627万5,000円の人件費の増額補正をお願いしております。補正の主な理由としては、今議会に上程しております勤勉手当の額の引き上げに関する職員の給与条例改正案を反映させて計上したことによるもの及び職員数の増減、人事異動、共済費負担金率の変更等によるものです。このほか債務負担行為の追加として、高知県立交通安全こどもセンターと高知県立人権啓発センターの管理代行料を計上させていただいております。

続きまして、資料③条例その他議案の資料をごらんください。表紙を1枚めくっていただきますと、最初に議案の目録があります。このうち文化生活部は、第18号議案と第19号議案とが該当します。これは先ほど申し上げた二つの施設の指定管理者の指定に関する議案でして、地方自治法の規定により、県議会の議決を求めるものです。

続きまして、報告事項が3件あります。文化生活部の報告事項の赤インデックスの文化推進課をお開きください。

1件目は、高知県新資料館の名称（案）について御報告させていただくものです。

もう1件ありまして、次のページをお開きください。2件目は、平成27年4月に永国寺キャンパス内に開設する高知県産学官民連携センターについて御報告させていただくものです。

3件目は、次のページのまんが・コンテンツ課のインデックスがついた資料をごらんください。来年2月に開催する全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐について報告をさせていただきます。なお詳細は担当課長から御説明申し上げます。

最後に、文化生活部が所管する審議会の審議経過等について9月議会以降の状況を御報告します。同じ資料の赤のインデックス、審議会等をお開きください。まず、1の高知県消費生活審議会は12月に開催しました。また、2のこうち男女共同参画会議及び4の高知県人権尊重の社会づくり協議会は、それぞれ11月に開催しております。主な審議項目、決定事項など、資料に記載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。なお委員名簿を資料の後ろにつけておりますので、あわせて御参照いただければと思います。

大変簡単ですが、私からは以上です。どうぞ、よろしく申し上げます。

〈県民生活・男女共同参画課〉

◎川井委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、県民生活・男女共同参画課の説明を求めます。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 当課からは、第18号議案、高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案及びこれに伴う債務負担行為の補正予算議案を提出させていただいております。関連しますので、あわせて説明させていただきます。

議案参考資料により説明させていただきますので、文化生活部の青いインデックスのついた議案参考資料の県民生活・男女共同参画課の赤いインデックスの1ページをごらんください。なお、議案資料の当該ページは、指定議案は③条例その他議案の30ページ、予算議案は②補正予算議案の64ページですので、お手数ですがあわせてごらんいただければと思います。

では、説明資料に沿って、県高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。交通安全こどもセンターは、児童の健全な遊戯の用に供し、あわせて児童に交通知識及び交通道德を体得させることを目的とし、高知市比島町に設置しています。

施設内には、交通教室及び事務所の建物や信号機等の設備、16台のゴーカート、あわせて430メートルのゴーカートコースがあります。平成25年度には約13万人に御来場いただきました。

当施設は、民間の能力やノウハウを活用することにより、県民サービスの向上及び経費の節減等を目的として、平成18年2月から指定管理者制度を導入しています。具体的な管理代行業務としては、施設等の利用の許可、ゴーカートの利用料金の徴収、施設等の維持

管理、交通安全指導の実施などとなっています。

このたび、3期目の指定管理期間が平成27年3月末で終了することから、平成27年4月1日から5年間、改めて指定管理を指定し、債務負担行為に係る補正をお願いするものです。

次のページをごらんください。この指定管理者制度の導入の効果については、指定管理者制度導入前とは、プールの廃止や機械警備の導入など運営方法が変わっているために単純比較はできませんが、県の支出は大幅に減少しており、経費節減効果が認められますし、ゴーカートの運行をふやすなどして、利用者サービスが向上したことにより、入園者数も大幅に増加しているところです。

今回の指定議案につきましては、これまでと同様に公募とし、公募期間は平成26年9月16日から10月22日までの37日間とし、県のホームページや新聞などで広報し周知を図りました。

その結果、指定管理者の「特定非営利活動法人たびびと」ともう1団体、合計2団体から応募があり、10月31日に外部の委員からなる選定委員会を開催して審査を行った結果、特定非営利活動法人たびびとが、合計得点が1位となり、指定管理者の候補者として選定することに決定しました。この候補者を指定管理者として指定することに関して議決をお願いするものです。

指定期間は前回までは3年間としていましたが、入園者も多く今後も長期の施設運営が見込めることや、施設の維持管理業務のほか児童に対する交通安全指導を担っており、そのニーズも高まっていることから、指導に携わる人材を確保、育成していくことも重要となってきたことから、今回は指定期間を5年に見直しています。

あわせて、補正予算として、指定管理者に当施設の管理運営を委託するために必要な管理代行料として、3,124万4,000円の債務負担行為の追加をお願いするものです。

以上で県民生活・男女共同参画課の説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 ゴーカートについて教えていただきたいです。16台あるということで、この運行もふやしたという説明があったところですが、この整備ですよね。ふえただけいろいろなタイヤの摩耗など、整備するお金はどういうところから捻出しているのですか。この指定管理料の中からですか。それとも県が負担しているのですか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 整備につきましては、まず始業点検、終業点検、それから随時点検、定期点検がありまして、これは全てこの委託料から支払われています。

◎岡本委員 委託料は十分ですかね。運行がふえたということですが、それだけいろいろなタイヤの摩耗も大きいですよね。それは、そこらあたりを見込んで、指定にかかわる予算だと思いますけれども、そのあたりの考え方はどうですか。今からもふえてく

るし、年数がたてばたつほど、ゴーカートも摩耗していくでしょうし、5年間ということですね。そのあたりはきちっと考えておられますか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 修理につきましては、小さな修繕費、例えば10万円以上の場合は県が直接負担します。それ以外の10万円以下の消耗品等はそれぞれ代行業者がやっていただく形になっています。先ほど申しました修繕についても計画的に修繕していますし、年数がたったものは計画的に導入を考えていますので、この点で十分かと考えています。

◎岡本委員 そしたら、古くなった物を買いかえるときは県費ということですね。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 はい。古くなった物を買いかえるときは10万円を超えるので、県費で直接支出する形になります。

◎中根委員 ここにかかわらずですけれども、やはり相当な人数がここで働いていらっしゃるなど。別のところでも、きょうちょっと言いましたけれども、やはり県が指定管理するなり、いろいろな業務を委託する場合に、本当にその大変少ない賃金で、県民が働く形になっているのが、ある意味心苦しいというか、そんなのでいいのかしらと。この交通安全こどもセンターは、小さい子供を持っているお母さんたちは頻繁に行くとても楽しみにしている施設として。そういうところはここだけではないと思うけれども、指定管理を受けているところの職員が、十分な形で働けるような積算をきちんとやっているのでしょうか。5年間、全くその限度額は変わらずですね。5年間って結構長いなど。それで、そんな考え方を貫いていいのかしらという疑問がちょっとありますけれども。そういう意見は指定管理を受けたところなどからはないですか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 収入につきましては、まず今回、収入が増加した部分もありますし。経費的にもふやした点もあります。その経費的にふやしたところを説明しますと、人件費の関係をふやしています。それから安全性の関係で保険料等もふやしておりますし、いろいろなイベントもやっておりますので、イベントの費用もふやしています。あわせて来客者がふえることにより収入が増加している。その差額での支出になっています。人件費については、今までの管理よりも強化した形で経費を組んでいるところです。

◎坂本（孝）副委員長 関連ですけれども。1年間の収入はどれぐらいありますか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 まず利用料収入で見込んでいるのが、ゴーカート使用料で約850万円。ここに太陽光発電施設があり、太陽光の売電料も約23万円。自動販売機を設置しており、自動販売機の収入も約37万円を予定しております。その収入と先ほど言った経費の差額で、今回の指定管理代行料を決定しております。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

〈人権課〉

◎川井委員長 次に、人権課の説明を求めます。

◎永吉人権課長 当課からは、第19号議案、高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案及びこれに伴う債務負担行為の補正予算議案を提出させていただいております。関連しますので、あわせて説明させていただきます。

議案参考資料により説明させていただきますので、文化生活部の青いインデックスのついた議案参考資料の人権課の赤いインデックスの1ページをお開きください。なお議案資料の該当ページは、指定議案は③条例その他議案の31ページ。予算議案は②補正予算議案の67ページですので、お手数ですが、あわせてごらんいただければと思います。それでは、インデックスのついた説明資料に沿って、高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定について御説明します。

高知県立人権啓発センターの施設の概要につきましては、この議会棟のお堀を挟んだ南側の丸ノ内ビルの4階から6階部分に、あらゆる人権に関する問題について県民の理解及び認識を深め、その解決を図るとともに県民の福祉の向上に寄与するため、人権思想の普及高揚に係る啓発等の用に供する施設として設置されております。

この丸ノ内ビルは区分所有となっており、1階から3階部分が社会福祉法人高知県社会福祉協議会の所有、4階から6階部分が県の所有となっております。なお土地は県の所有で、社会福祉協議会に貸し付け、建物の持分割合に応じて使用料を納めていただいております。

施設内容としましては、6階にホール、5階に図書資料室兼閲覧室、事務室、4階に視聴覚室を備え、平成25年度の利用状況は、ホールの利用回数126回、利用人数1万5,904人、使用料232万4,740円、図書資料室兼閲覧室の利用人数521人、視聴覚室の利用回数54回、利用人数1,252人となっております。なお視聴覚室の使用は無料となっております。

指定管理者制度を導入した目的は、施設の設置目的を効果的、効率的に達成するために民間の事業者等が持つ能力やノウハウを活用することにより、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることとしております。

これまでの指定管理者の状況につきましては、平成18年度の指定管理者制度導入以降、現在の公益財団法人高知県人権啓発センターを指定しております。なお施設の名称と公益財団法人の名称は同じ人権啓発センターですが、施設と法人は別のものです。

指定管理者制度導入の効果につきましては、経費の面では、指定管理者制度導入前と導入後では、県からの支出は約80万円の減額となっており、節減効果がありました。そのほか、ホールの利用については、ホームページ上に申請書や予約状況を掲載し、また、予約状況を随時更新するほか、高齢者に配慮したトイレの洋式化への改修や救急救命講習の受講、AEDの設置を初め、緊急時への対応など利用者からの声をできるだけ拾い上げ、利用者の視点に立った利用者サービスへの積極的な取り組みが認められます。

今回の指定議案については、公募により1団体の応募があり、外部の有識者5名で組織する選定委員会の審査の結果、公益財団法人高知県人権啓発センターを指定管理者候補者として選定しております。

また、管理代行料に係る予算額については債務負担行為の補正とし、高知県立人権啓発センターの管理を平成27年度から平成29年度までの3年間、指定管理者に委託するための人権啓発センター管理運営委託料、管理代行料の限度額3,331万8,000円を定めるものです。

債務負担行為の各年度における内訳はごらんとおりです。なお、この管理運営委託料、管理代行料は施設の管理運営の委託のみで、啓発、研修等の事業は含んでおりません。

以上で人権課の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

◎川井委員長 質疑を行います。

(質疑なし)

◎川井委員長 質疑を終わります。

《請願》

◎川井委員長 次に、請願について行います。

文化生活部に関する請願は、「すべての子供にゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の2件であります。

執行部の参考説明を求めたいと思いますが、2件とも私学・大学支援課が所管する内容でありますので、あわせて説明いただき、その後一括して質疑を行いたいと思いますので、御了承願ひします。

それでは、内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第1の2号、すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について。私学・大学支援課。

要旨。日本国憲法・子どもの権利条約を教育現場に生かし、教育の条理に基づいて、一人一人の子供たちに豊かな学力を保障し、可能性を伸ばす教育を実現することは、子供たちはもちろん、保護者・国民の心からの願ひである。

高知県の次代を担う世代を育てるため、高知県独自の措置による「小学校1・2年生と中学校1年生の30人以下学級、小学校3・4年生の35人以下学級」の継続を求める声は、学校現場のみならず、多くの保護者からも聞かれる。それだけに他学年への拡大が望まれる。学校予算の増額・県による給付制奨学金制度の創設など、小学校から大学に至るまでの保護者負担のより一層の軽減は、「貧困の連鎖」を断ち切り、お金の心配なく安心して充実した教育を受ける権利を保障するためにも重要かつ急務の課題である。

ついでには、学校統廃合が進んでいる高知県で「地域文化の中心」たる学校を守りつつ、子供たち一人一人の教育を受ける権利の保障と、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む

教育を進めるため、次の事項の実現が図られるよう請願する。

1 から 3 まで 5、7 及び 8 の 6 項目については、総務委員会所管分です。

4、全ての子供が安心して教育を受けられるように、現行の返還猶予型奨学金制度に加えて、高知県独自の給付型奨学金制度を創設すること。また、県立大授業料の引き下げを行うこと。そして、国に対して「奨学のための給付金」制度の拡充や大学授業料の引き下げを働きかけること。

6、私学助成を一層拡充し、保護者負担を軽減すること。

請願者、高知市丸ノ内 2 丁目 1 の 10、子どもと教育を守る高知県連絡会、代表世話人棚野美佳ほか、7,480人。

紹介議員、塚地佐智、岡本和也、中根佐知、吉良富彦、米田稔、坂本茂雄、田村輝雄。

受理年月日、平成26年12月15日。

続いて、請第 2 - 2 号、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について。私学・大学支援課。

要旨、私立幼稚園、私立小・中・高等学校は公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。しかし、学費の公私間格差は大きく、無償化された公立高校に比べて、高知県内の私立高校では、支援金を引いても平均で年間約33万円の学費負担（授業料・施設費等）が残っており、私学の父母負担は限界に近づいている。授業料軽減補助の拡大は、保護者の切実な要求となっている。

ついては、次の事項が実現されるよう請願する。

1、経常費助成の県加算額を高校だけでなく、幼稚園・小学校・中学校にも拡充すること。

2、保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。

3、教育予算を増額すること。

請願者、高知市丸ノ内 2 丁目 1 の 10、高知私学助成をすすめる会、会長平野由朗、ほか 4 万 9,776 人。

紹介議員、塚地佐智、岡本和也、中根佐知、吉良富彦、米田稔、坂本茂雄、田村輝雄。

受理年月日、平成26年12月15日。以上です。

◎川井委員長 次に、私学・大学支援課の参考説明を求めます。

◎岡村私学・大学支援課長 それでは当課に係る項目について、番号に沿って御説明させていただきます。最初に請第 1 の 2 号の項目番号 4 の高知県独自の給付型奨学金制度の創設、県立大授業料の引き下げ、国への奨学のための給付金制度の拡充等の働きかけについて御説明します。

まず、給付型奨学金制度について御説明します。大学生に対する経済的支援は、日本学生支援機構の奨学金や大学における授業料減免が中心となっており、平成24年度からは、

一定の収入を得るまでの間返還期間が猶予される所得連動返還形無利子奨学金の制度も導入されています。

こうした経済的支援については、文部科学省が学生への経済的支援のあり方に関する検討会を設置し、平成26年8月29日に報告を取りまとめています。この報告では、財源等の問題がある中で、まずは無利子奨学金の一層の充実や、より柔軟な所得連動返還型奨学金の導入、授業料減免の充実など、各制度の改善を図りながら給付型奨学金についても将来的な創設に向けた検討の必要性が示されています。県としても、こうした国の動向を注視していきたいと考えています。

次に、高知県立大学の授業料の引き下げについて御説明します。高知県立大学では、意欲と能力のある学生に対する経済的支援として授業料免除を行っています。この免除制度については平成23年度まで授業料総収入の約4%を免除額としていましたが、平成24年度からは要件を満たす全ての学生に対して免除を行うよう免税枠を撤廃し改善を図っています。また、来年度から文化学部に新たに設置します夜間主コースでは授業料を半額にするなど、学びの機会の保障拡大に向けた取り組みを進めています。

次に、国への奨学のための給付金制度の拡充や大学授業料の引き下げの働きかけについて御説明します。教科書、教材費など授業料以外の教育費負担を軽減するため、今年度創設された奨学のための給付金制度については、国は平成27年度概算要求において制度を拡充するなど大幅に増額しています。具体的には、第1子と第2子以降の給付額の差をなくすとともに給付金額も増額して、兄弟の有無にかかわらず同額の年間14万7,200円となっております。

大学の授業料については各大学の財政運営や教育研究の内容等にもかかわってまいります。国においては、先ほど御説明しましたように、意欲と能力のある学生等が経済的な理由で高等教育機関等への進学を断念することのないよう、学生への経済的支援のあり方に関する検討会の報告において授業料減免や奨学金制度の改善の方向性を示しており、これらに係る予算を拡大するなど学生への経済的支援を充実させているものと考えています。

続いて、項目番号6の私学助成の拡充と保護者負担の軽減について御説明します。まず、国の動きですが、文部科学省は、私立の小・中・高等学校等の教育条件の維持向上、保護者の教育費負担の軽減などを目的に都道府県が行う私立高校などへの助成に対する私立高等学校等経常費助成費補助金を設けており、平成27年度の文部科学省の概算要求額は本年度予算と比べ、およそ36億円増の約1,076億円となっております。

また県は、この国の補助金に地方交付税と県費を加えた1人当たりの単価に児童生徒数を掛けたものを私立学校運営費補助金として予算計上しており、平成27年度も本年度と同程度の約31億円を予算計上しております。なお、児童生徒1人当たりの補助単価については、国庫補助単価と地方交付税単価の伸びに応じて毎年増額しております。また、高校に

については平成22年度から1万2,000円を継ぎ足しており、平成26年度についても同額の県費継ぎ足し額を維持しています。

さらに、学力向上対策や進路指導の充実など私立学校の特色を生かした教育力向上の取り組みを支援するため、平成22年度から予算化しております教育力強化推進事業費補助金については、平成25年度から補助金の上限を高校1校当たり600万円から中高併設校については900万円に引き上げております。

一方、保護者の経済的負担の軽減として、公立高校の授業料無償化にあわせて平成22年4月から実施している高等学校等就学支援金については、平成26年度の入学者から世帯当たりの所得制限を導入し、それにより捻出した財源により公私間格差の是正を図るため、支援金の加算に係る対象者及び加算額を拡充しています。来年度は、この新制度の対象者が広がり、2年生まで適用されることとなります。

また、先ほど説明したように、奨学のための給付金については、国は給付額を拡充して概算要求を行っており、こちらも対象者は学年進行により拡大されます。

次に請第2の2号の項目番号1の経常費助成の県加算額の拡充について御説明します。先ほど御説明したように、高校については、国庫補助単価と地方交付税単価に県費1万2,000円を継ぎ足しておりますが、さらに県単独事業の教育力強化推進事業費補助金を加味することで1人当たりの単価は全国平均以上となっております。

また、小学校と中学校についても、毎年引き上げされている国庫補助単価と地方交付税単価を県の補助単価とすることで、全国水準以上を確保できております。なお、中学校については、先ほど御説明したように平成25年度から計上している教育力強化推進事業費補助金を加味すると全国5位相当となっております。

続いて請願項目2の保護者の教育費負担の公私間格差の是正について御説明します。教育費負担を軽減するための国や県の対応については、先ほど御説明した就学支援金、奨学のための給付金のほかに授業料の減免制度がありまして、児童生徒等に授業料の減免を行った私立学校に対し、私立学校授業料減免補助金を交付しています。

補助の対象は生活保護世帯、家計急変世帯及び市町村民税非課税世帯とし、高校生については平成25年度から年収350万円未満程度世帯も対象とするとともに、補助率も3分の2から学校負担のない10分の10とし、制度を拡充しています。この拡充により高校では、現在全ての学校で同制度が実施されています。

最後に、請願項目3の教育予算の増額について御説明します。本年度の私学等振興費予算は、当課の人件費や基金積立金、育英事業を除くと、45億5,000万円となっており、平成21年度と比較して金額で約11億7,000万円、率で約34%の増額となっております。

この間、国の制度である就学支援金や奨学のための給付金の支給の開始に加え、県事業としても運営費補助金への県費1万2,000円の継ぎ足しの固定化、教育力強化推進事業費補

助金の創設や拡充、授業料減免補助制度の拡充など、私学助成や経済的負担の軽減についての拡充を行ってきております。

文化生活部としては、私立学校に対する助成は人材の育成が県勢発展の重要な基盤づくりであるとの考えのもと、厳しい財政事情の中でも必要な予算の確保に努めてまいります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎中根委員 私学そのものに随分と県費も投入していますというお話でしたけれども、例えば年収400万円、350万円世帯まではさまざまな補填があるけれども、350万円以上で子供が2人ないし3人いる家庭については、本当に厳しい私学への支出がやはりあるわけですよ。その学力問題などで県が投入していることも含めて、それはとても大事なことですけれども、実際に公立学校では補い切れないそのパイを私立高校なども補っているわけで、そういう意味ではこれだけやっていってもまだ足りないのかと言われれば、やはり所得的には足りないと言わざるを得ないような高知県民の所得ではないかと思えます。そういう点で全国と比べて、平均的に助成をしている額が平均よりちょっと上くらいという話がありましたけれども、そういう点では、多いところはどのくらい、どんなふうに補強しているのかは調べていますか。

◎岡村私学・大学支援課長 多い都道府県は私立学校が少ないところ、私立学校の数は都道府県によって違うので、そのあたりも影響します。多いのは、例えば鳥取県は1人当たりの私学助成は多いですが、私学自体が少ない、そういうところで影響しておりますし、逆に低いのは、大阪府で私学助成の単価では低いですが、生徒に対する減免などを充実させているところなので、ただ単純に学校に対する比較だけではなかなか比較はできないかと思えます。先ほど言った全国水準以上というのは、学校に対する助成の1人当たりの単価ですので、それ以外に、例えば先ほど言った保護者に対する直接の助成などがあつたりしますので、両方を見るとどうなるのかはちょっとわかりにくい。こちらとしてもわかりません。

◎岡本委員 国の平成27年度で私学助成について36億円ふえたという。1人当たりはどれくらいになるものですか。

◎岡村私学・大学支援課長 国庫補助の分ですか。

◎岡本委員 私学助成を一層拡充し、保護者負担を軽減することの欄のときに説明いただいたのが、国として平成27年度に36億円ふえたという説明がありましたけれども。1人当たりどれだけふえたのかなと単純に思ったのですが。

◎岡村私学・大学支援課長 国庫補助だけなのか、それとも国庫補助、県費全て含めた分ということでしょうか。

◎岡本委員 いや、国ですよ。国として36億円ふえた。毎年増額しているという説明が

あったので、単純に1人当たりどれぐらいふやそうとしているのかなと思ったのですが。

◎岡村私学・大学支援課長 少々お待ちください。

平成27年度の概算要求で、資料を後ほどお返ししたいと思います。

◎岡本委員 それと請願がこういう形で毎年出されていますよね。県の努力は認めます。やっているなと思いますけれども。ただ、このように毎年出てくるのは、県民の受けるところからすれば、もうちょっとしてほしいことだと思います。このことなども参考にしながら予算要望などしているのでしょうか。それともその上に立ってふやしているから十分だと。説明を聞いて、努力しているのはわかりました。これで十分なのかどうかについてはどのように判断されますか。

◎岡村私学・大学支援課長 説明しましたように、当然、文化生活部としては、人材育成は県勢発展の上でも非常に重要であると考えておりますので、私立学校についても、特に高知県の場合は、私立学校の占める割合、中学生などは全国的にも高いので、私学助成は大事であると認識しております。

◎岡本委員 大事だと思います。だから毎年のように、これが出てくる。だから、こういうものを参考にしながら、事業運営しているのかということと、努力されているけれども、十分だと思っているのかどうなのか。その点についての考えをお聞かせください。

◎岡村私学・大学支援課長 この請願にかかわらず、毎年10月、11月には私学振興大会も開催されておりますし、私学の中高連の校長なども直接要望に來たりしております。そういうことも含めて、こちらとしても、そういうことを反映させて、できるだけ私学支援を充実していくという認識のもとに立って予算なども計上しております。

◎岡本委員 もう一つ。十分かどうか。もっと努力できるのではないかと。

◎岡崎文化生活部長 十分かどうかは、私どもとしては精いっぱいやっているという意味で十分だと思っております。実際、平成21年度から平成26年度まで予算が本当に伸びております。平成21年度は耐震の部分がありましたけれども約34億円だったものが、平成26年度は45億円ということで、その中でも1万2,000円の高等学校の分、それから減免をやってきておりました。皆さんの声を聞きながら、こちらでも精いっぱいやっている。そういう意味では、私は十分やらせていただいていると思っております。御理解いただきたいです。

◎岡本委員 いやもう、本当に努力は認めます。今の説明を聞いて、すごくやっているなと思いましたがけれども、十分ということはもうこれ以上はないということになってしまうので。まだまだ余地はあるという考えなのか。予算もあるとは思いますがけれども、人材育成、人が地域をつくってくるわけですから、本当に大切なものだと思います。それで今のままで十分というのは先がないわけですので、それでよいのかなと思いますけれども。

◎岡崎文化生活部長 これで全て終わりというふうには、理解はしてないです。

◎岡村私学・大学支援課長 先ほどの平成27年度、国の予算の経常費助成での単価の伸び

ですが、高等学校で1人当たり693円伸びています。中学校が603円、小学校が583円伸びています。これに、交付税がまだ決まってははいませんが、交付税も同じように伸びる予定です。

◎中根委員 しつこいですがけれども、その350万円までの年収の家庭には、各学校が負担をして、授業料免除の形が100%になりましたね。350万円までの家庭にはあるけれども、350万円を超えると、やはり相当厳しい瀬戸際のあたりの家庭数はとても多いのではないかと私は思います。その点で、私学助成、授業料についての考え方、やはり苦しいので、もっと考えてもらいたいという請願は、具体的に飛び跳ねて、全て免除してくださいと言っているわけではないので。請願を大事にしながら、県としてもこれからも努力をしていく方向はやはりありだと思えますけれども。その点は否定されないわけですよ。

◎岡村私学・大学支援課長 350万円までは、先ほど言った就学支援金と授業料減免制度がありまして、授業料については、私学も授業料はかからない形になっています。それから350万円を超えますと、ことしから、先ほども説明しましたが、就学支援金が拡充されておりまして、350万円から590万円までの世帯については、就学支援金が1.5倍の加算となっております。その世帯の割合が大体、ことしの1年生だけですが、20%を超えるぐらいの家庭になっておりますので、350万円を超える場合でも590万円ぐらいまでの世帯には、ひと月4,950円ぐらいの加算が就学支援金でされています。

◎中根委員 それでは十分だと思えないのでという。厳しいけれども。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

文化生活部の議案を終わります。

《報告事項》

◎川井委員長 続いて、文化生活部より3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈文化推進課〉

◎川井委員長 それでは最初に、高知県新資料館（仮称）について及び高知県産学官民連携センターについて、文化推進課の説明を求めます。

◎高橋文化推進課長 文化推進課からは報告事項2件です。まず、新資料館の名称（案）についての御報告です。文化生活部の青いインデックスがついた報告事項の赤いインデックス、文化推進課の1ページをごらんください。

新資料館については平成28年度中の開館を目指して、現在建設工事を行っております。これまで高知県新資料館という仮称を使ってまいりましたが、開館までの広報活動や設置管理条例の制定等で正式名称が必要となることから、有識者や関係者の意見も踏まえて実施していく事業、担うべき役割にふさわしい名称として、県で案を作成しましたので御報告させていただきます。

名称案は高知県立高知城歴史博物館です。具体的な名称の構成とその選定理由ですが、まず高知城については、近世中心の歴史、文化、美術を対象とする時代区分をあらわすとともに、高知城追手門のすぐ隣という施設の立地エリアをあらわします。あわせて高知城という名称が入ることで、高知城や中心市街地とも連携して、地域振興、観光振興にも寄与するという新資料館の役割を明確にできます。さらには、高知県の歴史全般を扱う県立歴史民俗資料館との区別もしやすく、観光客にもわかりやすいと考えております。

次に、歴史については山内家資料という核となる所蔵資料そのものではなく、歴史という広い概念を示すことで、土佐の時代史にとどまらず、全国を牽引する調査研究によって、特に日本の近世史研究に寄与するという理念をあらわしております。

最後に博物館ですが。保存、研究、展示及び教育普及事業という、いわゆる博物館としての基本的な業務をしっかりと行っていく本格的な施設であることを示すものです。

以上により、施設名称を高知県立高知城歴史博物館として、本県の文化の振興のみならず、地域振興や観光振興にも寄与する施設として県民に親しまれるよう、また、高知城に隣接する魅力的な博物館として、全国に認知されるよう取り組んでまいります。

なお、建設工事の進捗状況について、9月議会で空調設備工事が11月中旬に契約締結見込みと御報告しましたが、11月12日に契約を締結し、平成28年度中の開館を目指して工事が進んでおります。

次に、高知県産学官民連携センターについて御報告します。2ページをお開きください。平成27年4月、社会に貢献する知の拠点として新しく生まれ変わる永国寺キャンパス内に高知県産学官民連携センターを開設します。

資料の左下ですが、センターの位置は永国寺キャンパスの地域連携棟1階で、交流スペース、事務室、会議室を設置します。

このセンターには、県内3大学と県職員が駐在し、高等教育機関の知見を生かして、知の拠点、交流の拠点、人材育成の拠点といった三つの拠点機能を備え、産業振興や地域の課題解決に向けた取り組み等を行うことで、県勢浮揚への気運を目指してまいります。

知の拠点としては、県民の皆様のさまざまな課題の解決につなげるため、県内の高等教育機関につなぐ相談窓口を設置するとともに、交流の拠点として、大学や研究機関などのシーズや研究成果の相互紹介、あるいは企業家によるリレーセミナーやアイデアを創造させるイベントの実施などにより、産学官民の連携を促進するさまざまな交流機会を創出してまいります。

また、人材育成の拠点としては大学キャンパス内という学ぶ環境を生かし、現在、産業振興推進部が実施しております産業人材育成研修土佐まるごとビジネスアカデミーを継続して実施するとともに、当センターのホームページで県内の高等教育機関が実施する社会人教育や人材育成の情報を一元的に発信し、社会人が学ぶ拠点としての機能を強化します。

さらに、三つの拠点機能を生かした大学等連携プロジェクトや県外の知識や情報との連携として、国の外郭団体と連携したコーディネーターの人材育成研修、金融機関や大手企業と連携した課題解決を目指したワークショップ、アイデアをコンテスト形式で持ち寄るアイデアソン等の開催を検討しております。

また、センターの名称ですが、大学や産業界等の方々と協議を重ね、名称を高知県産学官民連携センターとし、愛称は高知県の連携プラットフォームという意味を込め、ココプラとしました。

このセンターの取り組みを通じ、産業振興計画を初めとして県の五つの基本政策を推進し、県勢浮揚につなげてまいりたいと考えております。

文化推進課からの報告は以上です。よろしく申し上げます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 博物館ですけれども、本格的な施設であるというのですが、博物館は認定されるものですか。

◎高橋文化推進課長 博物館は博物館法で規定されております。今回の知事部局で所管する博物館は、博物館相当施設ということになります。できましたら、平成28年度末に開館しますけれども、平成29年度に博物館相当施設の承認を目指すことにしております。

あわせて、法律は違いますけれども、文化財の国宝が十分展示できるような公開承認施設、これは5年間ぐらいの展示実績を踏まえた上での指定となりますので、5年後ぐらいにはなりますが、その指定も目指していくということです。

◎桑名委員 そしたら、歴史民俗資料館よりはぐっと。ここは博物館にはなり得ないのですか。

◎高橋文化推進課長 歴史民俗資料館も名前は資料館ですけれども博物館です。

◎岡本委員 前段で説明を受けているので、特にどうこういうことではないですけれども。名称で、高知城とつけているじゃないですか。名称を決定する委員がおられたといいますけれども。高知城とすると矮小化されるのではないかという意見は出ませんでしたか。

◎高橋文化推進課長 そういった矮小化されるという意見ではなく、高知城は、いわゆる近世、江戸時代という時代もあらわしますし、それから場所、高知城とセットの場所もあらわすので、ふさわしいと結構支持をいただいた名称です。

◎川井委員長 質疑を終わります。

〈まんが・コンテンツ課〉

◎川井委員長 次に、全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐の開催について、まんが・コンテンツ課の説明を求めます。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐の開催について御報告します。文化生活部の青いインデックスのついた報告事項の赤いインデックス、ま

んが・コンテンツ課のついた資料をごらんください。

高知県は、横山隆一先生、やなせたかし先生を初め多くの漫画家を輩出し、ことしで第23回を迎えたまんが甲子園の開催など全国に先駆けてまんが王国・土佐を発信してきました。

このまんが王国・土佐で、来年2月21日、22日の両日に全国から多くの漫画家に参画いただき、まんがの未来を語り、次代の担い手を育成するイベントを開催することにより、日本のまんが文化の発展に寄与するとともに、参加者がまんがを通じて高知の自然や食を満喫する機会を設けることで、まんが王国・土佐の魅力を全国に発信することを目的とし、知事を会長とする官民共同組織、まんが王国・土佐推進協議会により、全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐を開催します。

ゴルゴ13のさいとう・たかを先生やあしたのジョーのちばてつや先生を初めとする21名の著名な漫画家の方をお招きし、まんが大学やトークショー、作画対決や釣りイベントなどさまざまなプログラムを行います。また、中川翔子さんや水木一郎さんなどのアニソン歌手によるライブも開催します。

このイベントにより、出演される漫画家の先生方に高知ファンになっていただき、その情報発信力をお借りして高知県の食や自然の魅力を発信できればと考えております。

委員の皆様も、ぜひ御参加いただけますよう、よろしく申し上げます。

報告は以上です。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 ちょっと下世話な質問させてもらってよいでしょうか。そうそうたる漫画家が来られますけれども。これは経費的には、どんなものでしょうか。ギャラというか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 予算は3,002万1,000円がついております。謝金は、やはり今までの高知県のいろいろな財産というか、まんが甲子園を通じたり、まんが文化を大事にしてきた、そういう財産であるネットワークを生かしておりますので。相当、善意的な謝金という形で参加してくださることになっております。

◎岡本委員 もう、では謝金などは決まっているわけですか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 話し合いでという形になっておりますので、この方が幾らというのは、ここでは申し上げにくいところがあります。

◎桑名委員 この事業のどうこうではないですけども。まんが・コンテンツ課はできて何年ですかね。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 5年目になります。

◎桑名委員 5年ですよ。このまんが王国・土佐というのが5年、10年で、すぐに認知度は高まるとは思っていないのですが、どうですか。できて5年たって、いろいろイベントとして、まんが甲子園などやって。高知がまんが王国という認知度は、やはり高まってき

ていますか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 平成4年からまんが甲子園を始めて、そのころからまんが王国・土佐というのを全国に発信しております。ただ、委員がおっしゃるように、まだ、まんが王国・土佐は認知が不足していた面があります。まんが・コンテンツ課ができてから、いろいろなポータルサイトを構築し、それから鳥取県と条約を結んで首都圏などでPRするなど、そういうことをやってきて、このごろいろいろなところで、東京などで出版社などを回ると、大分認知が高まってきたのかなとは思っております。

◎桑名委員 外に対するものもそうですし、高知県人自身が余り認知してなくて、我々がまんが王国と言っても全然ぴんとこないのかなというのが、ちょっとありますけれども、そこなどはどう思いますか。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 そういうこともあり、今度の全国漫画家大会議を契機に、県民にもまんが王国・土佐を実感していただくということで開催していきたいと思っております。

◎桑名委員 ぜひ広めてもらいたいと思っておりますけれども、なぜそんな話になったかというところ、先般、大手広告代理店の方と、そんな話をされていて。まんがではありませんでしたけれども、サンゴの話をしていまして、高知はサンゴの特産のところ、サンゴの市場も高知でしか開かれてない。そのサンゴをどうやって売り出すかと話していたときに、その大手広告代理店の方が、「そんなの無理ですよ」と。高知がサンゴの特産の県なんて、世の中の誰も知らないところでぶち上げたって成功するわけない。まず世の中に、もう誰が聞いても、「ああ、まんがだったら高知だよ」と、そんな話になって初めて、いろんな事業が成功するのであって、認知度が低い中でいろいろやるから認知度が高まってくるのか、どっちかわからないですけれども、そこはよく考えないと。本当に自分たちの中だけで何とか王国とか、うちが名産だと言ったって、そんなものは広がるわけがないと言われたときに、なるほどということですよ。今、高知県内でも、サンゴは高知の人だったら、よくわかっているのかなと思うけれども、高知県人でも、もうサンゴが高知の特産なんて誰も思っていないので。だから、そういったところをもう1回見つめ直さないと、いろいろ事業をやっても、結局同じ愛好者の中だけで何か終わってしまうのかなという。特に、さっき言いましたまんが・コンテンツ課ができて5年なので。次なる段階をやはり考えていけないといけない時期なのかなと思って質問させていただきました。ただ、こういった事業をすること自体は、広める一つのチャンスだと思いますので、やってもらいたいと思います。

◎川井委員長 質疑を終わります。

以上で文化生活部を終わります。

お諮りします。ここで10分ほど休憩したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし)

◎川井委員長 それでは、再開は3時20分といたします。

(休憩 15時10分～15時20分)

◎川井委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《公営企業局》

◎川井委員長 公営企業局について行います。

最初に、議案について公営企業局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎岡林公営企業局長 今回、公営企業局から提出の議案は、電気事業、工業用水道事業、そして病院事業会計、それぞれの補正予算3件と条例議案4件です。

議案の概要としては、まず補正予算ですが、電気、工業用水道、病院の各事業とも人件費の補正をお願いしており、補正の主な理由としては、今議会に上程しております勤勉手当の額の引き上げに関する職員の給料条例改正の内容を反映させたことによるもの、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費の負担金率の変更などに伴うものです。

次に、人件費を除く補正予算の内容としては、債務負担行為について、病院事業会計で、あき総合病院と幡多けんみん病院の清掃委託業務に要する経費の追加を2件。それと当初予算に計上していた旧宿毛病院の解体事業費について、スケジュールの調整に日時を要したことから、債務負担行為の限度額について年度間の配分の変更を1件お願いするものです。

次に条例議案として、電気、工業用水道、病院の3事業に関連する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案。また電気事業と工業用水道事業においては、附帯事業として経営している有料駐車場の規模の見直しに伴う高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例議案。そして病院事業においては、チーム医療の推進や救急医療に対応する体制の充実など医療の質の向上と経営の健全化を図るために職員数を増員する高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営している産科医療補償制度の掛金の見直しが行われることに伴い、県立病院の分べん介助料の引き下げを行う高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案を提案しており、合計4件の条例議案をお願いするものです。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案については、私から説明させていただきます。資料No.4 議案説明書条例その他の2ページをお開きください。

2 ページの一番上をごらんください。これは高知県人事委員会の議会及び知事に対する職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給与に関する条例に関連する条例を一括して改正するものです。

この条例議案のうち公営企業局が所管しているのは、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例です。改正の内容につきましては、この資料の66ページから68ページの新旧対照表にアンダーラインで示しておりますが、職員に支給する諸手当の改定を知事部局に準じて行おうとするものです。

私からの説明は以上で、詳細は担当課長から引き続き説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〈電気工水課〉

◎川井委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、電気工水課の説明を求めます。

◎畠中電気工水課長 条例議案について御説明させていただきます。資料③条例その他議案書の24ページをお願いします。

第14号、高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例議案です。この条例の改正内容について御説明させていただきます。

資料④条例その他議案説明書の3ページをお願いします。改正内容ですが、工業用水道事業の附帯事業として、総合制御所の隣接地で運営している有料駐車場施設のうち洗車場施設について老朽化等に伴い廃止し、新たにそのスペースを活用して、駐車場の規模拡大を行うものです。

さらに電気事業の附帯事業として運営している升形駐車場において、スペースに余裕があることから、そのスペースを活用して駐車場の規模を拡大するものです。

どちらの駐車場もキャンセル待ちや空き状況の問い合わせがある現状ですので、規模の拡大に伴う収入の増が見込まれるものと考えております。

また、この改正にあわせて工業用水道有料駐車場を工業用水道事業有料駐車場と文言の修正を行うものです。

このことに伴い、料金徴収条例の名称が変更されることから、高知県収入証紙条例の別表の改正が必要となります。本条例議案の附則に、その旨を記載しております。

具体的な修正については、ごらんいただいております条例その他議案説明書の97ページをお願いします。高知県公営企業の設置等に関する条例の抜粋の新旧対照表です。まず第2条第3項にあります電気事業有料駐車場の升形駐車場施設の規模を13台から15台へ。また、第5項においては、工業用水道事業有料駐車場と文言を改めるとともに、洗車場施設を廃止し、駐車場施設を50台から61台へと変更します。

続きまして98ページをお願いします。料金徴収条例についても文言の統一を図るとともに、洗車場施設の廃止に伴う改正を行うものです。

続きまして、100ページですが、高知県収入証紙条例における関連項目の改正を行うものです。

以上条例の施行日ですが、有料駐車場の申し込みは新年度の4月前後に多くありますことから、周知期間等も考慮し、平成27年3月1日としております。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 これは公募で抽せんですか。

◎畠中電気工水課長 いろいろな手段を使って募集をしておりますけれども、原則としては、先着順になっております。

◎岡本委員 先着順で納得してもらえるのでしょうか。

◎畠中電気工水課長 今までそういうことで、やらせていただいております。

◎高橋委員 この場所がわからない。地図ぐらいつけたらどうか。

◎畠中電気工水課長 工業用水道施設については、総合制御所の隣接地です。

◎高橋委員 地図ぐらいつけてくれないとわからない。僕は初めてだから。何で地図をつけないのか。

◎岡林公営企業局長 済みません。そこまで思いが及ばなかったということです。また後ほど、きっちりと図面、位置図など説明に上がりたいと思います。

◎川井委員長 それでは、質疑を終わります。

〈県立病院課〉

◎川井委員長 次に、県立病院課の説明を求めます。

◎伊藤県立病院課長 提出議案について御説明させていただきます。まず補正予算からです。当課からは第6号議案、平成26年度高知県病院事業会計補正予算を提出しております。資料No.2の補正予算説明資料の251ページをお願いします。

4番の補正予算内容の説明です。まず収入からです。左の款項のところですが、1本庁事業収益の3他会計補助金の三角の515万6,000円については、人件費の補正に伴う一般会計からの補助金の減です。

その下にあります幡多けんみん病院事業収益の1億8,082万3,000円の減額については、債務負担行為の変更に伴う減額ですので、後ほど御説明させていただきます。

次に252ページをお願いします。支出です。本庁、あき総合病院、幡多けんみん病院、いずれの事業費用の補正についても、いずれも人件費に関するものですので説明を省略させていただきます。

それで一番下の幡多けんみん病院事業費用の特別損失は先ほど同じ1億8,082万3,000円

の減額がありますけれども、これも同じく債務負担行為の変更に伴う減額ですので、後ほど説明させていただきます。

次の253ページをお願いします。5番として債務負担行為に関するものです。今回追加として2件、変更として1件の補正をお願いしております。

まず追加の2件ですけれども、内容は両病院の来年度から向こう3年間の清掃業務委託料の債務負担行為です。来年度の当初予算でなく、この12月の補正予算とする理由ですけれども、清掃業務については、予定価格が、国が定める金額以上、現在2,700万円となっておりますが、この場合にはいわゆる政府調達に係る一般競争入札の対象となります。その対象となると、発注に当たって公告の期間が40日必要となります。また入札価格が調査基準価格を下回った場合には低入札価格調査制度が適用され、一定の調査期間が必要となります。

このようなことで、来年度の当初予算の議決後、3月末ぐらいになりますが、その入札では、4月1日からの委託業務が行われなくなる恐れがあることから、手前の12月議会で債務負担行為のお願いをしているところです。

次に、その下の変更です。これは今年度の当初予算で債務負担行為として計上している旧宿毛病院等解体事業費の来年度の執行限度額についての変更です。

当初の計画では、この年末に解体工事を発注する予定で、今年度の執行額として1億8,082万3,000円を見込んでおりましたけれども、そうしたところ手前の解体設計を組む段階で建物の購入希望の問い合わせがあり、事前の調整に時間を要したことから、解体工事の発注が年明けの年度末の時期にずれ込む見通しとなっております。

こうしたことから、今年度の執行額の1億8,082万3,000円について、来年度の債務負担行為の限度額に加える形で限度額を2億7,123万5,000円として、年度間の配分の変更をお願いするものです。

この変更に伴い、先ほど幡多けんみん病院の事業収入と支出のところでそれぞれありました1億8,082万3,000円の減額補正をお願いするものです。補正予算については以上です。

続きまして、条例議案の御説明をさせていただきます。資料No.③の27ページをお願いします。県立病院課からは2件、第15号議案と次の28ページの第16号議案の2件を提出しております。

まず第15号議案、高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案から御説明させていただきます。今回の改正は条例で規定している公営企業局の職員数について、現在の定数である780名を860名に改正しようとするものです。詳細は委員会資料の県立病院課の赤のインデックスを張っているページをお願いします。カラーのA3の資料です。

今回の改正の内容ですけれども、左の上からですが、先ほど申したように、現行の780名にプラス80名して改正後860名にしようとするものです。

想定している職員数の見通しですけれども、その下の表のところですが、あき総合病院が単独で経常黒字を目指している平成32年度までを一定見通して、必要となる職員数を職種ごとに想定して積み上げています。この表の左のところに増減理由と書いてありますが、今回増員が必要となる事項を整理して記載しています。

まず、ひし形の一つ目です。医療機能の充実という視点から、主にあき総合病院ですけれども、脳外科や麻酔科、内科系の医師を充実させ、救急医療などへの対応を図り、医療の質と機能を向上させていきたいということです。

こうしたドクターの充実にあわせて、チーム医療の体制の充実ということで、コメディカルや看護師などの増もあわせて見込んでいます。

また、点の三つ目にありますが、国が進めている地域包括ケアシステムへの対応として、急性期から回復期への移行とか、また病院から在宅への復帰をスムーズに進めていくため、理学療法士などセラピスト、リハビリスタッフの確保を進めていきたいということです。

それと、ひし形の二つ目として、医師養成奨学金貸与者の受け入れ体制の整備です。医師養成に係る奨学金の貸与者には、県内の指定医療機関で最長9年間の医療従事義務があるということで、この先生方を初期臨床研修後に、順次これらの指定医療機関で受け入れていく方向となることから、県立病院としても一定の先生方を受け入れていく必要を考えております。当面、10名ほどを見込んでいます。

それと3点目、三つ目のひし形ですが、現行の看護体制の維持を図っていくということです。ここ数年、両病院ともに出産される方が非常に多くなっており、産休、育休の方が全体で40名程度、年間ずっといることで、夜間勤務がなかなか難しく、厳しくなってきました。夜間勤務については、1人月当たり8回という原則もあり、そのローテーションを回していくために、少し職員をふやしていくということです。

従来は臨時職員の看護師を雇用しておりましたが、最近なかなか臨時職員という雇用形態では、確保が非常に難しくなっております。正職員でないとなかなか募集をかけても集まっていただけない状況があり、少しその数をふやしていく必要があるということです。

以上のような要因がいろいろ重なり合って、合計で78名、条例定数として80名の増をお願いするものです。下のほうに病院ごとの内訳を書いています。

資料右側に移っていただいて、こういう職員増による経営の健全化です。ここに書いているイメージのように、きちっと良質な医療サービスを提供して、きちっと信頼の向上を図って、患者の増を好循環で回していくことで、診療単価のアップ、医療収益の増を図っていきます。

今回の増員により、その(2)に、少し収益増の主なものを書いています。やはり一定、脳外科ですとか、先生方の充実による診療単価のアップ。あるいは薬剤師を病棟に配置することによる薬剤管理加算の取得ですとか。先ほどのリハビリテーションのスタッフの充

実によって、きちっと診療報酬も上げていくことを図っていきたいと考えております。

一定、こういう内容を盛り込んで収益と費用の推移を見込んだものが、その下の表、収支の見通しとなっています。ここで経常収支が一番下の行にありますけれども、ここをグラフにしたものが、その下のグリーンと赤のグラフになっています。

左端の平成25年度の決算で見ますと、経常収支で約5億円の赤字となっています。グラフで言いますと、グリーンと赤のギャップが5億円となっています。

この内訳と申しますと、さらにその下のグラフに、あき総合病院と幡多けんみん病院それぞれの内訳を書いてグラフにしております。ブルーがあき総合病院で、その横、緑が幡多けんみん病院となっております。基本的には、幡多けんみん病院は黒字で推移しておりますので、ここをきちっと維持していく。

あと、あき総合病院については、ドクターの充実などを図り、きちっと経営改善をして、軌道に乗せていく形を考えております。

見通しとして、平成30年度には病院事業全体で経常黒字が達成できる見通しです。また、平成32年度にはあき総合病院単独で経常黒字を達成できる見通しで考えております。

なお、条例改正後においても、患者数の動向や診療報酬の改定などの状況も見て、医療の質のさらなる向上と経営の健全化両面から、必要な職員数を精査して配置していきたいと考えております。

次に、先ほどの③の資料の28ページにお戻りください。第16号議案、高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案です。今回の改正は病院事業料金徴収条例に定める分べん介助料の額を変更しようとするものです。

先ほどの資料の2枚目、カラーの資料の次を1枚めくっていただきます。改正の内容ですけれども、これは全国的な制度として公益財団法人日本医療機能評価機構が運営している産科医療補償制度が改正されたことにより、1分べん当たりの掛金が現在の3万円から1万6,000円に引き下げられることに伴い、病院事業料金徴収条例で定める分べん介助料の額を改正しようとするものです。

この産科医療補償制度の概要ですけれども、資料の中ほどに簡単にまとめております。この制度の目的としては、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分べんに関連して発症した重度の脳性麻痺児と家族の経済的な負担を速やかに補償するといったことを目的に、平成21年1月に全国的な制度として創設をされております。

補償の対象ですが、次の①、②、③の三つの要件を全て満たすことが必要となっています。これを満たしますと、3番の補償金が認定された場合は総額で3,000万円が支払われる制度です。

この補償制度の掛金について、上の丸のところにフロー図で書いておりますが、今回3万円から1万6,000円に引き下げられたことに伴い、丸の二つ目、料金徴収条例で定める分

べん介助料について、同額の1万4,000円を引き下げ、平日では10万7,200円に改正しようとするものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 職員の定数条例のことで確認したいです。今後の対応方針のところの説明がありましたけれども、これは平成32年度以降のことではなく、それまでも含めて、定数条例については、その患者数の動向や診療報酬の改定の状況を見きわめながらということによいのですか。

◎伊藤県立病院課長 そういことです。改正になりましたら直ちに患者の動向や診療報酬について、2年に1回改定がありますので、そういったものをしっかりと見きわめて、その都度配置していく形です。

◎川井委員長 質疑を終わります。

以上で公営企業局を終わります。

《採決》

(執行部着席)

◎川井委員長 お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案4件、条例その他議案10件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎川井委員長 それでは、これより採決を行います。

第1号議案、平成26年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号議案、平成26年度高知県電気事業会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。

よって、第4号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号議案、平成26年度高知県工業用水道事業会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。

よって、第5号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号議案、平成26年度高知県病院事業会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。

よって、第6号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号議案、高知県地域医療介護総合確保基金条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。

よって、第7号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。

よって、第10号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号議案、高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。

よって、第11号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号議案、高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。

よって、第12号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第13号議案、高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。

よって、第13号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第14号議案、高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決す

ることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。

よって、第14号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第15号議案、高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。

よって、第15議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第16号議案、高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。

よって、第16号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第18号議案、高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。

よって、第18号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第19号議案、高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 全員挙手であります。

よって、第19号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

《請願》

◎川井委員長 それでは、請願2件を議題とし、審査いたします。

最初に、請第1の2号、すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について審査いたします。

本文の朗読は省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎川井委員長 御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小 休)

- ◎ ぜひとも議論したき。
- ◎ 格差を縮めるために。
- ◎ 一つ〇〇〇の〇〇委員に質問があるんですが。〇〇〇の国会議員は、みんな私学助成の請願に、紹介議員になったじゃないですかね。何で県議会の〇〇〇は賛成しないんですか。それ疑問なんです。
- ◎ 〇〇〇は、国会議員も県議員もそれぞれの考え方があってやってるんで。そこは連動しない部分もあるんで。きょうも説明聞いたけど、それぞれ頑張ってるんで、今、それこそもう本当に伸びてきてますよね。だから、あえてここで請願を出すよりは、私学助成の意見書を、〇〇〇としてもいつも提案して、可決されて国への提出などの働きかけもやってるし、県もそれにこたえてしっかりやっているんで、ここで請願を出すまでには至ってないということです。
- ◎ 別に請願に反対ではないんですね。中身には。
- ◎ 伸ばすところは、一定あれだけど。請願にそぐうかどうかよ。請願にそぐうかどうか。
- ◎ 父兄も、我々のというか、趣旨に賛同して、発表もされてますし。それを受けて知事も確実にふやしていることを我々は評価していかないかんですし、請願に本当にそぐうかどうかということも、そこで考えていかないかん。十分な基準ではないけど。ただ、十分な努力はしゅう。
- ◎ 要は請願というのは、要はここがだめだから、まだ足りないからやれということであるんだけど。彼らはやりゆう部分もあるし、着実にその成果も出してきてくれるのは、もう数字を見たらわかるとおりです。
- ◎ ただ、その公立の子供たちへと、私学への子供たちとの補助の差は、120万円と三十何万円で、一覧もあつたけど、相当なやっぱり差があるんですよ。そんな中で、保護者の家計も大変だという、高知県ならではの条件もあるのですね。それはそれで、努力していることは認めるけれども、5万7,000名の署名を集めてきた民意を、何もむげに否決はすることはないだろうと。それはそれで請願の趣旨にはあっていると思いますけどね。
- ◎ ほかに御意見はございませんか。

◎川井委員長 それでは、正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第1の2号の請願を、採決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 賛成4、反対4で可否同数でございますので、委員長において可否を裁決します。委員長は反対としますので、不採択と決しました。

次に、請第2の2号、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について審査いたします。

本文の朗読は省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎川井委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ これも一緒やないかえ。

◎ 直ちに。直ちにやりましょう。

◎ 一緒です。

◎川井委員長 それでは、正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第2の2号の請願を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎川井委員長 賛成4、反対4で可否同数でありますので、委員長において可否を裁決します。委員長は反対とします、不採択とすることに決しました。

《意見書》

◎川井委員長 次に、意見書を議題といたします。意見書(案)5件が提出されております。

初めに、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書(案)が、自由民主党、日本共産党、公明党、県政会、県民クラブ、南風(みなみかぜ)、みどりの会から提出されておりますので、お手元に配布してあります。

意見書(案)の朗読は省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎川井委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ ありません。

◎ 全会一致。

◎川井委員長 正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長に一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

次に、介護事業者・従事者の処遇改善策の拡充に関する意見書（案）が、自由民主党、公明党、県政会、県民クラブ、南風（みなみかぜ）、みどりの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎川井委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

（小 休）

◎ 5番と一緒に調整してもらおうて。

◎ 5と4と。

◎ それで、ちょっと御提案なんですけども。1のところですよ。1のところ、〇〇〇のほうを見てもらったらいんですが。平成27年度介護報酬改定において、介護報酬の削減を行わないこと、という間に、「大幅な」ということを入れたら、〇〇〇さんが出してきている1と、同じ内容になるのではないかなと思いますし。次の2番のところも、これはもうほとんど一緒ですので。介護事業者の処遇改善のための、処遇改善加算の拡充を行う、というふうにしたら、お互い言ってることが一緒になると思うんですけども。これはどうでしょう。

◎ 処遇改善加算の拡充としたら、そちらの分が、もっとより詳しく入るのかなということで。だから4のほうに乗ってもらって。

◎ 市町村の格差も出てくるよ、できればそれも正副でまとめるときに、入れるならそれを。

◎ 市町村格差。だから、これ市町村。介護保険事業が市町村に当たって。国へ提案することに沿うんですかね。

◎ 格差が出ないような。交渉。削減はしないでくれということやから。

◎ それは大事やない。

◎ 財政的に弱いところは、もっと格差が出てくるから、そういう削減をしないでくれという。

◎ そういう意味ですね。

◎川井委員長 それでは正場に復します。

先ほどの御意見を、文言を入れることを正副委員長に一任していただけますか。

（異議なし）

◎川井委員長 はい。それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長に一任ということにしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、2015年度子ども・子育て支援新制度関連予算の充実・強化を求める意見書（案）が、県民クラブ、県政会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎川井委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

（小 休）

◎ これは問題ないですけど。もし、ちょっと入れてもらえるなら、1行目のところで、予定されている子ども・子育て支援新制度については、「就学前の教育・保育の量的拡充」ということにしたら、ぐっと格調高くなって。それと、1兆円程度というのを、1兆円と、いろいろ何かで出てきますけども。1兆円を超える。兆というところで。「極めて不十分」というのが中段ぐらいにありますけれども。

◎ 極めてですね。

◎ 不十分な内容ぐらいで。

◎ 極めてぐらいでええがやない。だってもう、施行するということに、まだなんちゃあ決まらん。

◎ 1兆円超えるというふうに。

◎ 共同提案はしてないけど乗りますよ。

◎川井委員長 それでは正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長に一任ということにしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎川井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、住宅扶助基準と冬季加算の引き下げに反対し、生活扶助基準の引き上げを求める意見書（案）が、日本共産党、県民クラブから提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

御意見をどうぞ。小休にします。

（小 休）

◎ これは、大体引き下げが決定されていますよね。全国的にもばらつきがあるし。やっぱりちょっと、検証が必要であろうということで。我々は、〇〇〇としては同意はできないと。

◎川井委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

◎川井委員長 お諮りいたします。公営企業局が、説明抜かりがあったので、資料を追加し説明したいとの申し出がありました。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎川井委員長 はい。岡林局長。

◎岡林公営企業局長 公営企業局です。先ほど公営企業局の駐車場の改正条例でお示しした資料に、一部至らないところがありまして。早速、用意させていただきました。申しわけございません。少しお時間いただきまして。簡潔に。

◎川井委員長 畠中課長。

◎畠中電気工水課長 先ほどの説明を補足しまして、地図で御説明します。まず1枚目につけておりますのが、鏡川工業用水道の有料駐車場及び洗車場の位置図です。上のカラーの地図の緑のAというマークがありますけれども、土佐道路の能茶山交差点のちょっと東側、総合制御所の東側に現在月極駐車場とコイン洗車場があります。下の住宅地図をごらんいただきますと、工水と赤い字で書いておりますけれども、その北側、上側ですが、コイン式の洗車場と小さい字で申し訳ありません。ここを廃止して、この分を駐車場に新たに11台分広げる計画です。それが工業用水道の駐車場です。

それから、2枚目の電気事業の升形駐車場ですけれども、電車通りの升形とグランド通りの電停の南側、電車通りの一つ南側の通りになります。オリエントホテルのちょっと西側にあります。これもAという緑の印をつけております。下の位置図でごらんいただくと、斜線をつけておりますけれども、電車通りの一つ南側の通り、一方通行の所を西から入りまして、そこに隣接するところ。ここについては、以前、職員公舎や局長公舎等ありましたけれども、それを取り壊して整地した上で駐車場にしております。そこで、一旦整地したときに多少余裕を持ってつくっていたので、今回見直した際に、まだとめられるのではないかということで2台ほどふやす計画にしております。

それと3枚目は、今回、変更はありませんけれども、もう1カ所新屋敷に、これも職員公舎の跡地を整地して、ここには26台ほどとめられる駐車場を整備しております。これは上で見ていただくと、新屋敷と書いたところの地図の、県道の270号線を、円行寺口の以前は踏切がありましたけれども、今、立体になっておりますところの若干南側にありまして、ここで26台ほどの駐車場をやっております。今回ここは変更ありません。以上です。

◎川井委員長 質疑はございませんか。

◎高橋委員 全然、僕なんかここは、この新屋敷の所なんか、特に全然とまらないもんね。

結構利用率は高いの。ここは。

◎**畠中電気工水課長** 全箇所ともほぼ、入れ替わりのときに若干空くときはありますけれども、ほぼ100%近い利用率で推移しております。鏡川は現在税別で5,720円です。升形は普通車区画が税込みで1万2,340円。軽自動車が1万1,310円。新屋敷は7,200円です。

◎**川井委員長** ほかにございませんか。

(なし)

◎**川井委員長** 以上で、公営企業局の追加説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、22日午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了します。どうも御苦労さまでございました。(16時22分閉会)